

庄内みどり農業協同組合

Disclosure

デ イ ス ク ロ ー ジ ャ ー 誌

2 0 2 5



Disclosure2025 目次

ごあいさつ

1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和6年度）	4
5. 事業活動のトピックス（令和6年度）	15
6. 農業振興活動	16
7. 地域貢献情報	16
8. リスク管理の状況	17
9. 自己資本の状況	22
10. JAの主要な業務の内容	23

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	36
3. 注記表	37
4. 剰余金処分計算書	52
5. 部門別損益計算書	53

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標	55
2. 利益総括表	56
3. 資金運用収支の内訳	56
4. 受取・支払利息の増減額	56

III 事業の概況

信用事業	57
1. 貯金に関する指標	
①科目別貯金平均残高	
②定期貯金平均残高	
2. 貸出金等に関する指標	
①科目別貸出金平均残高	
②貸出金の金利条件別内訳残高	
③貸出金の担保別内訳残高	
④債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤貸出金の使途別内訳残高	
⑥貸出金の業種別残高	
⑦主要な農業関係の貸出金残高	
⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪貸出金償却の額	

3. 内国為替取扱実績	
4. 有価証券に関する指標	
①種類別有価証券平均残高	
②商品有価証券種類別平均残高	
③有価証券残存期間別残高	
5. 有価証券等の時価情報等	
①有価証券の時価情報	
②金銭の信託の時価情報	
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
共済事業	63
①長期共済保有高	
②医療系共済の共済金額保有高	
③介護系その他の共済の共済金額保有高	
④年金共済の年金保有高	
⑤短期共済新契約高	
農業・生活その他事業	64
①購買事業の取扱実績	⑦農業経営事業
②販売事業の取扱実績	⑧福祉介護保険事業
③保管事業	⑨その他経済事業
④加工事業	⑩指導事業
⑤利用事業	⑪その他事業
⑥農用地利用調整事業	
IV 経営諸指標	67
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
3. その他経営指標	
V 自己資本の充実の状況	68
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 自己資本の充実度に関する事項	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
7. CVAリスクに関する事項	
8. マーケット・リスクに関する事項	
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
12. 金利リスクに関する事項	

Ⅵ 連結情報	
1. グループの概況	84
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和6年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	107
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
Ⅶ 財務諸表の正確性等にかかる確認	120
Ⅷ 会計監査人の監査	120
【JAの概要】	121
1. 機構図	
2. 常勤役員	
3. 役員構成	
4. 会計監査人の名称	
5. 組合員数	
6. 組合員組織の状況	
7. 特定信用事業代理業者の状況	
8. 地区一覧	
9. 沿革・あゆみ	
10. 店舗等のご案内	

ごあいさつ

庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義



平素より皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

本年も、当JAの経営方針や財務内容、事業活動などについてより一層のご理解をいただくためディ
スクロージャー誌を発行いたしました。

令和6年度は、昨年7月に発生した記録的な豪雨が管内全域にわたり甚大な被害をもたらしました。
管内全域の圃場で浸冠水の被害を受け、過去類を見ない被害となりました。このような状況下で、残念
ながら庄内の作況指数は94の不良と確定し管内の実収量は3年連続平年を下回りました。

当JAでは持続可能な経営基盤の強化を目指し、マイナス金利の解除後も引き続き厳しい状況が予想
される金融・共済事業の見直しと経済事業全般での部門ごとの業務の見直しを検討し機構改革を進めて
まいります。JA経営基盤の安定を図りながら継続的な農産物生産支援を展開し、国民生活の根幹であ
る食糧の安定生産に努めてまいります。

今後とも、JA庄内みどりは組合員・利用者・地域の皆さまから必要とされるJAであり続けるため、
役職員一丸となって事業に取り組んでまいります。引き続き皆さま方からのご理解とご支援を賜ります
ようお願い申し上げます。

令和7年7月

命の源

鮮やかな彩りを魅せる四季折々の営みと、

爽やかなみどり 自然豊かな大地

秀峰鳥海山から絶え間なく湧き出る清流は、

農を育み、心豊かな生活を約束いたします

1. 経営理念

(1) 基本理念

「自然の恵みと人とのつながりを大切に、農の暮らしの新たな創造により、
みどり豊かな地域社会を目指します」

(2) 基本構想

- ① 経営基盤の強化による持続可能な地域農業の形成
- ② 協同組合の強みを生かした地域共生社会の実現
- ③ 地域の人口減少に対応した効率化

2. 経営方針

基本的考え方

国内経済は人件費や物流コストの増加などによって物価上昇圧力が強い状態が続いております。また、農業を取り巻く環境は令和の米騒動もあり米価は大きく上昇しましたが、常態化する気象災害や担い手不足による農業生産基盤の縮小傾向等、依然厳しい状況にあります。

一方、海外の動向に目を向けると、ウクライナ情勢に加えて中東情勢も混沌としており、世界的な情勢不安は燃料・飼料・農業資材の価格を上昇させ、生産費を押し上げています。また、米国の第二次トランプ政権による通商政策の行方は農業へどのように影響をあたえるのか注視する必要があります。

当ＪＡにおいても、昨年７月２５日に発生した未曾有の大雨が生育に大きく影響をおよぼした他、肥料・農薬等の生産資材の高騰が続いております。ＪＡを取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、持続可能な経営基盤の強化と持続可能な地域農業を守るため、努力してまいります。

昨年１１月本県ＪＡグループは、第３０回ＪＡ山形県大会を開催し、１０年後を見据えた「めざす姿」として「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」を掲げ５つの取組戦略が設定されました。当ＪＡも「持続可能な農業、地域共生の未来づくり」に向けて、協同組合理念のもと、組織の総力を結集し実践に向けて邁進してまいります。

経営基本方針

- (1) 異常気象に対応し得る技術指導の実践と土づくり支援
- (2) 米穀集荷体制の強化と農産物検査・保管事業の効率的な運営
- (3) 土地利用型作物の栽培推進と施設園芸拡大支援
- (4) 生産資材の安定供給とスケールメリットによる生産コスト低減
- (5) 顧客満足度を高めた管内農畜産物の消費拡大
- (6) 組合員・利用者との新たな接点の構築と農業・地域・くらしにおける機能発揮
- (7) 組合員・利用者への最適な保障・サービスの提供
- (8) 法令遵守の徹底と持続可能な経営基盤の確立

3. 経営管理体制

経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務を執行しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、女性理事を選任するなど幅広い組合員層の意思反映を行っています。また、信用・共済事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



第31回通常総代会（令和7年6月20日）



定例理事会

4. 事業の概況（令和6年度）

〈全体の概況〉

当JAの令和6年度の管内農産物は、基幹作物である水稻の生育結果は育苗期にはばか苗病の発生がみられ、苗質に影響を及ぼしました。活着は概ね良好でありましたが日照不足により生育にばらつきがみられました。

7月25日に線状降水帯発生による大雨により管内全域で圃場が浸冠水の被害に見舞われました。また、水利施設では管内全域で圃場へ入水できない状況に見舞われました。このような状況下で、登熟については急激に進み刈取りも平年比で6日程度早まりました。

令和6年産米の庄内の作況指数は94の不良と確定し、管内の実収量は3年連続平年を下回りましたが、管内の主食用うるち米の品質は一等米比率で94.8%となっており、本来の高品位米を維持することができました。

販売面では、コロナ禍の影響緩和により外食、コンビニ等の需要も回復し販売も順調に進んでおります。販売先からも、庄内みどり産米の引き合いがさらに強まっていることから、令和7年産米に向け、集荷数量を確保し、生産者手取りの最大化に努めた交渉を行ってまいります。

園芸作物では、温暖化と豪雨による品質低下と取扱量の減少によって計画を下回りましたが、柿やメロン、シャインマスカット等の輸出取組を実施しております。

購買部門では、価格高騰前と比較すると依然として高い水準にあります。昨年同様品目を絞り込んだ早期予約取りまとめによる、自己取り対策を実施し、コスト低減に努めました。

農業機械では、生産コスト低減に向けた情報提供と修理技術の強化に取組み、計画を上回る実績となりました。

信用部門では、ネットバンクアプリの普及を進め、多くのお客さまにご利用いただいております。また、年金受給者の方々へ誕生日プレゼントやイベントを開催し、多くの皆さまから参加いただきました。農業融資専任渉外による農業融資相談を行い、迅速な対応に努めるとともに、インターネットによる融資情報発信に努めました。

共済部門では、3Q訪問活動を通じた利用者との接点強化と「ひと・いえ・くるま・農業」の総合的な提案に努めました。

福祉事業では、利用者のサービス利用時間の多様化に対応しながら、法令遵守を含めた介護保険事業の適切な運営を図りました。

経営管理部門では、座談会等に寄せられた意見を取り入れながら、支店を中心とした事業展開を進めるとともに、自己改革に取り組み「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」に向けて経営基盤の確立・強化に努力してまいります。また、豪雨災害ボランティアとして、職員75人が参加しました。

以上により、令和6年度における財務実績は事業利益1億2,325万円、経常利益2億8,799万円、当期剰余金1億7,042万円の計上となりました。

《各事業の実績》

信用事業

「組合員・利用者のニーズに応えるサービスの提供と農業・地域・くらしの領域における金融仲介機能の発揮」

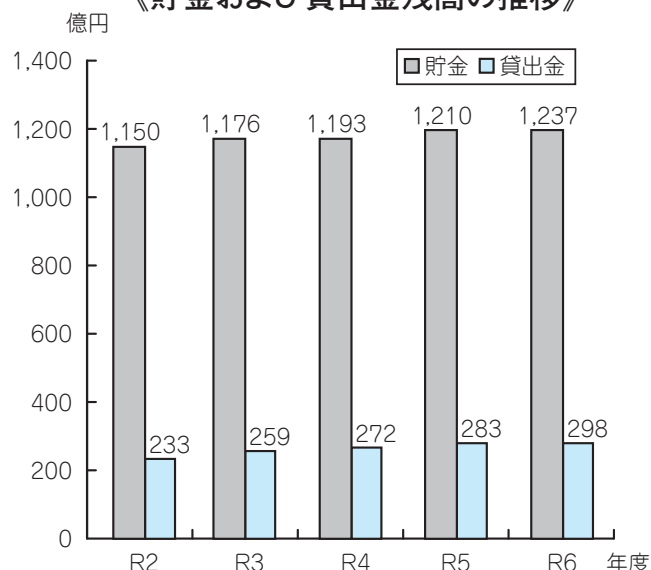
来店不要で取引明細・残高確認などが24時間確認できるネットバンクアプリの普及を進め、本年度新たに利用開始した人を含め、現在3,800人のお客さまにご利用いただいております。

また、年金受給者の方々へ誕生日プレゼント、企画旅行「つどい」を開催し、多くの皆さまから参加いただき、好評をいただきました。

農業融資専任渉外による農業融資相談を行い、ニーズに応えるための迅速な対応に務めるとともに、各種WEB広告やネットバンクアプリを通じて金融情報提供に努めました。

その結果、期末における貯金残高1,237億円（計画比103%）、貸出金残高297億円（計画比101%）の実績となりました。

《貯金および貸出金残高の推移》



共済事業

「組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供」

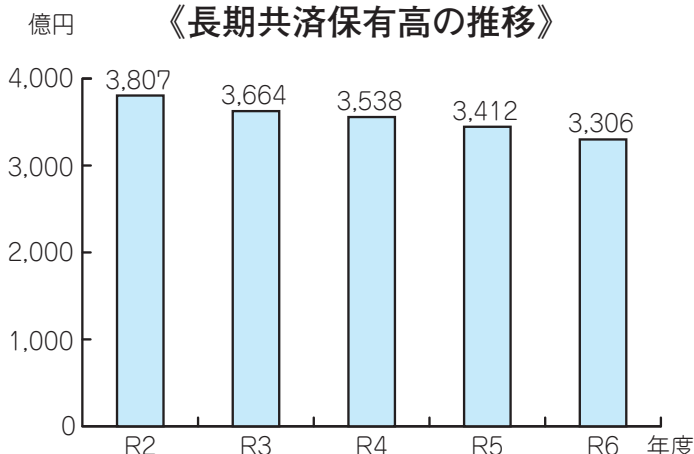
3Q活動を通じて組合員・利用者との接点強化に努め「あんしんチェック」を実践し、新たなサービスのご案内や請求忘れ等の確認などを行い、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合的な提案により、利用者ニーズに即した「安心」と「満足」の提供に取り組みました。

また、共済事業を通じた地域貢献活動として、管内小学校において行われた田植えや稲刈り体験などの食育活動等、実施した事業・組織に対して助成を行いました。

令和6年7月25日の豪雨災害についての支払共済金は、建物更生共済で11億2,469万円、自動車共済で8,564万円をお支払いしました。

その結果、長期共済新契約実績 185億6,588万円、支払共済金実績 11,446件、75億9,043万円となりました。

《長期共済保有高の推移》



《令和6年度 共済金支払実績》

☆長期共済満期	27億5,458万円
☆長期共済事故	31億3,241万円
☆年金共済	12億8,395万円
☆自動車共済	3億6,475万円
☆自賠責共済	1,156万円
☆傷害・火災共済他	4,318万円

計 75億9,043万円

指導事業

「過去にない自然災害で収穫量が大幅減に」

「多収穫」「高品質」「良食味米」の三つを掲げ米の安定生産を目標に常態化している異常気象を想定した技術対応の平準化及び重点実施事項の共有を図るため、営農指導員のスキルアップと生産者への指導力向上に向け、酒田市スマート農業研修センターにおける外部研修への派遣や圃場において実践研修を実施しました。

【水稻】令和6年産の水稻については、播種後の4月15日には30℃を超える高温による障害、育苗期にはばか苗病の発生がみられ、苗質に影響を及ぼしました。

移植盛期は5月12日で活着は概ね良好でありましたが、5月16日頃の強風により植え痛みが発生し初期生育が停滞しました。分けつ期前半は低温少照で分けつの発生が停滞し、生育後半から穂孕期にかけては日照不足により生育にばらつきがみられました。

7月25日に線状降水帯発生による大雨により管内全域で圃場が浸冠水の被害に見舞われました。特に大雨による内水氾濫（河川の水位上昇により圃場から雨水が排出できなくなることで1～2日間の浸水状態となった圃場が多くみられ、酒田市西荒瀬地域や松山地域など2日以上完全に冠水した地区も多数あり、遊佐町（杉沢地区）・酒田市八幡地域（大沢地区）等の中山間で圃場への土砂流入や水路閉塞などの被害が多く発生しました。水利施設では、頭首工への土砂や流木により取水ができず、揚水機の冠水、用水路への土砂流入等により管内全域で圃場へ入水できない状況に見舞われました。

開花期・登熟期に湛水管理が必要な時期であるものの、7月25日の大雨被害により給水できない圃場もあったため、雨水を貯水するなどの対応により用水確保に努めるよう指導しました。このような状況下で、登熟については急激に進み刈取りも平年比で6日程度早まりました。

令和6年産米の庄内の作況指数は94の不良と確定しましたが、管内の実収量は3年連続平年を下回りました。管内の主食用うるち米の品質は一等米比率で94.8%となっており、一部着色粒や充実度不足で落等が散見されたものの、本来の高品位米を維持することができました。

【大豆】大豆は播種適期の5月下旬からの降雨により播種作業が遅れ、播種盛期は6月7日で平年より3日遅く、終期が6月14日となりました。播種後の適度な降雨により出芽揃いは良好で中耕培土は1回目の終期は7月5日となり、7月10日以降は雨が続いたことから2回目の培土終期は7月30日と遅れました。開花期は7月28日ごろで大雨の影響が小さい地域では着莢数が平年並みに確保され、収量は全般的に平年並み～1割程度の増収となりましたが、浸冠水程度の大きい地区の着莢数は少なく、3～5割程度の減収となりました。品質は一部しわ粒の発生がみられたものの全般的に平年並みとなりました。

また、7月25日の大雨により管内全域で圃場が浸冠水し、冠水程度の大きい圃場では、枯死などの壊滅的な被害を受けました。

【ソバ】ソバは7月25日の大雨の影響で、大量に土砂が流入した一部圃場では播種できなかったところも見られました。その後、圃場の再整備が進んだところでは、播種始期が8月4日、終期は8月23日と1週間程度遅れましたが、何とか播き終えることができました。播種後は高温で経過し適度な降雨もあったことで、出芽と初期生育は順調に進み、開花期以降も高温で推移したため草丈は長く、9月中旬の降雨により倒伏が助長され倒伏面積は平年よりも多くなりました。刈取り始期は10月13日、終期は11月6日と平年並みで倒伏程度の大きい圃場では減収しました。品質は「最上早生」「常陸秋そば」は1等が多く、「でわかおり」は容積重が小さく2等中心となりました。

【土づくり】酸性化土壌（pH）の矯正を目的に令和2年秋から令和6年秋までの5カ年計画で対象資材の10a当りの散布基準量に基づき、主食用うるち米のJA出荷量に応じて1俵（60kg）当たり300円を支

援する当ＪＡ独自の土づくり支援対策を展開しています。

令和６年秋の実施面積については、ＪＡ全体での単年度目標１,０００haに対し１,０３１haの取組みをいただきました。令和７年以降も支援事業を継続しますので、是非積極的な取組みをお願いします。

【生産調整】需要に応じた米の生産と経営所得安定対策により、農業所得の増大と経営の安定化を支援するため、主食用は「雪若丸」の生産拡大、また生産調整品目は、飼料用米をメインにコメ新市場開拓等及び畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）による加工用米・大豆の取組みを推進しました。

【農政活動】令和６年８月に山形テルサに７５０名が集結し、ＷＥＢ参加も含め総勢１,０００名以上が集い、ＪＡ山形中央会主催の「食料・農業・地域政策推進山形県要請集会」が盛大に開催されました。当ＪＡからは、田村代表理事組合長をはじめ農政対委員や役職員６８名が出席しました。集会では、「再生可能な農業と災害に強い農業の実現に向けて、生産現場の声を国に届けてほしい」等に加え、「令和６年７月豪雨による被害対策にかかる緊急要請」についても、ＪＡグループ山形と一丸となって県選出国會議員へ政策確立並びに支援要請を行いました。また、６月に開催しました当ＪＡ農政対総会においては、対外広報強化に向けて会場に「国消国産」「５年水張りルール撤廃」等の、のぼり旗を作成し会場に掲げ農政運動に対する士気を高めました。

また、庄内海岸の防風林における松くい虫の被害対策に関し庄内５ＪＡ連名で山形県知事へ「要請書」の提出。さらには、常態化する異常気象や昨年７月２５日の記録的豪雨災害などで農産物の生産量が年々減少傾向にあり、その対策が急務となっていることから、「農業の気象災害へ関する支援」を酒田市長並びに遊佐町長へ要請いたしました。

【スマート農業】農業法人や大規模経営に向けた有益なスマート農業を模索するため、営農指導員に酒田市スマート農業研修センター内の株式会社ファームフロンティアの研修を継続的に受講させております。費用対効果が見込める有益なスマート農業技術の提案に至るまでは、もうしばらく時間を要するものと思われます。

また、令和３年より山形県事業において庄内地域で実証試験を行っておりました人工衛星によるリモートセンシング「スマートつや姫（衛生画像診断）」について、令和７年度からの本格的な運用、実装に向けて、関係機関と協調しながら取り組みを進めてきました。

【食育活動】食農教育活動として地元の稲作体験事業では管内小学校１２校へ春の田植えと秋の稲刈り時に農作業支援を行いました。

首都圏においては東京・神奈川の小学校５１校への苗の発送や、６月には上京運動（出前授業）を実施し１５校を訪問しました。また、訪問できなかった小学校の中で希望する１４校に対してＷＥＢ授業を開催しました。

今年度より「田舎まるかじりツアー」に代わり、新しく「庄内探訪」という事業を企画しました。以前のツアーとの違いは小学校の先生を対象としているところで、初回となる今年は９名の先生方が参加され、庄内の歴史と伝統文化の紹介を踏まえ田園風景や郷土料理を堪能していただきました。

今年度も子供たちへ地場産食材のＰＲを兼ねて、酒田市内の「酒田市社協こども食堂」「酒調こども食堂」「つるかめ食堂（本慶寺）」に加え、新たに「六た子ども食堂」へ地場産品のアンデスメロンを提供しました。

また、酒田市・遊佐町の中学３年生が高校受験に夢と希望を持って臨み、春からの高校生活が楽しく充実したものであってほしいとの願いを込めて、学問の神様を祀る鶴岡天満宮よりご祈禱いただいた「つや姫（３００ｇ 精米）」を全生徒、教職員合わせて９５２名へ合格祈願米として贈呈しました。

「担い手経営体及び新規就農者支援」

管内における法人数は46法人、その内40法人とは事務委託契約を締結し、ＪＡ取引（販売・購買等）データを「法人経理支援システム」に連動させ、法人の精算事務軽減やコスト削減を図ることで、速やかな精算手続きや法人組合員の税務申告が円滑に出来るよう支援しました。

農業生産法人連絡会議においては、構成員の高齢化、担い手不足や事業承継、生産資材や燃料の価格高騰を踏まえ、法人経営の安定化ならびに法人の抱える問題に対し講師を招いた研修会を開催し法人組織と情報共有を図りました。

令和３年度から令和７年度までの５ヶ年事業として当ＪＡ独自の「新規就農等支援対策事業」を展開しております。４年目の今年度は12件（個人11件、法人１件）が採択され総額2,448千円の助成金をお支払いしました。

農地中間管理事業については、５月より受け手、出し手の募集を行い、令和７年３月までの集積分は、酒田市・遊佐町の合計で事業申込件数1,201件、筆数3,232筆、面積で約727haとなり、担い手への集積が事業を通じて行われました。

青申会・農政対税対部会の協力のもと、記帳・決算・確定申告講習会をそれぞれ開催しました。また、酒田税務署の協力によりe-Tax講習会を開催しe-Taxを活用するメリットについて情報提供いたしました。

販売事業

米 穀 「全国的なコメ不足から米価高騰、７年産米の集荷の回復と価格に期待」

【６年産米集荷状況】令和６年産の作柄は、７/25の豪雨災害が影響し出荷契約（予約）数量の57万俵に対し45万俵ほどにとどまり、予約比で12万俵減と国が示した庄内作況94からは乖離が大きく想像以上の減収となりました。当ＪＡでは、集荷対策の一環として国の制度における作況調整（収穫量が大きく減収した場合、主食用米に変更できる）を活用し、加工用米、輸出用米、米粉用米の減収割合に乗じて、主食用米に変更できるよう手続きを行い生産者の手取り向上に努めました。

品種別の集荷状況は、特に「はえぬき」の集荷が落ち込みましたが、天候による減収が大きかったものの、昨今の米価上昇により民間業者による集荷や、飯米及び縁故米の数量確保に向けた動きもみられました。一方、管内の主食用うるち米の１等米比率は94.8%となっており、本来の高品質米を維持することができました。品種別においても、一部着色米や充実度不足で落等が散見されたものの、高い１等米比率となっています。食味値についても、例年と概ね同様のレベルとなっており、炊飯による炊き上がりの光沢や食感についても安心できる仕上がりとなりました。

【６年産米販売状況】当ＪＡ産米の販売状況は、既存の取引先より令和６年産米の減収を十分理解頂いたうえで契約を進めました。業務用向けの「はえぬき」についてはコロナ禍の影響緩和により外食、コンビニ等の需要も回復し販売も順調に進んでおります。また、他銘柄についても様々な形態で販売が展開されており、ブランド力のある「つや姫」については魚沼産コシヒカリと対等のポジションを維持し、関西方面で人気のある中価格帯の「雪若丸」については、庄内みどり産指定の無洗米として販売を展開しております。「ひとめぼれ」についても、根強いファンがいることで販売先より増産を求められています。

販売先からは、庄内みどり産米の引き合いがさらに強まっていることから、令和７年産米に向け、１俵でも多くＪＡに出荷いただくことで集荷数量を確保し、生産者手取りの最大化に努めた交渉を行ってまいります。

【需給の見通し】農林水産省より令和６年～７年の需給見通しが示され、令和７年６月末の民間在庫は158万トンで公表されました。これにより、全国的にコメの需給が引き締まっている傾向が鮮明となり、

米価の高止まりは継続するものと思われます。テレビ、新聞等でコメ不足によるニュースが連日のように報道されておりますが、ようやく国は政府備蓄米の放出を決定いたしました。この政策は、コメ流通の目詰まり解消を目的としておりますが、現在も品薄感が変わらず、コメの価格については、近々に下落する可能性は低いと予想しております。しかし、7年産の作柄にもよりますが、全国的に主食用米が増産となれば需給のバランスが崩れ、米価下落の可能性もあり今後の情勢には留意が必要です。

また、当ＪＡでも主食用米の需給と安定を図るうえで、ＪＡグループ山形の実績方針に基づき、県農業再生協議会より示された「生産の目安」の達成に取組み、今後の需給・価格の動向を注視し対応していく考えであります。

【大豆販売状況】大豆については、輸入大豆の高騰から収穫後における入札取引において、引き続き安定した価格で推移しております。また、近年健康志向を背景に納豆や豆乳の消費量の増加により国産大豆の需要量は拡大傾向にあります。大豆製品の需要に応え国産シェア拡大に向け安定した生産数量が望まれています。

【ソバ販売状況】近年、輸入ソバの高騰により国産の需要が回復傾向にあります。北海道産の作柄で販売価格は、左右されますが、安定した集荷数量による販売を目指しております。

【米穀全体の販売実績】令和6年度の米穀事業全体の見通しは、コメの価格が上昇しており、倉庫・共乾施設からの出庫も順調に進んでいることから販売計画93億6,750万円に対して111億7,635万円（計画比119%）となりました。

園 芸 「温暖化と豪雨による品質低下と取扱量の減少」

【果樹】果樹全般で温暖化と豪雨被害による影響が見られました。

梨は昨年に引き続き、春先の好天により8月下旬からの出荷開始となりました。豪雨による河川の氾濫で壊滅園地も多く、これまでにない甚大な被害に見舞われ取扱量の減少が懸念されました。しかし、大玉生産によって前年以上の取扱量となり、数量確保に至ったものの高温豪雨の影響による品質低下で厳しい販売となりました。

柿は梨同様に豪雨による土砂崩れでの園地の損壊や、園地までの道路の崩壊等による栽培管理の遅れがありました。大玉生産により取扱量は前年並みであったものの、温暖化による着色進度の遅れで軟化傾向となり品質低下につながりました。販売面では競合品目の不作により、引き合いの強い販売環境で推移し高価格販売を継続できました。

庄内柿ブランドとして近隣ＪＡとの共同選果・共同販売の試験取組を実施し、ＪＡ庄内たがわへ約12tを搬入しました。

シャインマスカットは年数も経過し、本格的に収穫が始まる生産者が増加し取扱量も大きく伸びているものの、豪雨被害による果実の劣化も散見されました。

柿、シャインマスカットは輸出取組を継続しており、特に柿については取組数量を大きく伸ばしております。

果樹全体では186,700千円の販売となりました。

【果実】主力となるメロンは春先から好天に恵まれ順調な生育となりましたが、5月中旬の強風で露地トンネル栽培の被覆資材が剥がされる被害により花飛びや着果不良が散見されました。出荷開始は6月中旬となり7月上旬までは出荷が順調に継続したものの、その後は日照不足、長雨により徐々に減少傾向となりました。また、長雨のため防除対応が困難となり品質への影響も見られました。

スイカは昨年の気象による病害の発生を踏まえて、品種構成を変更し取り組みました。病害は減少し

たものの、害虫の異常発生による品質低下で取扱量は減少しました。

メロン、スイカともに消費地の販売環境が良好で高価格販売となりました。メロンは輸出の継続と新たに台湾への輸出にも取組み、販売を拡大しております。また、初めてメロンの出荷式を浜中選果場にて開催しました。

果実全体では510,636千円の販売となりました。

【野菜】 野菜全般では豪雨被害により取扱量の大幅な減少となりました。施設栽培のパプリカ、ミニトマト等の果菜類は施設内への浸水、冠水がほぼ全域で発生し排水後も萎れによる壊滅的被害も見られ、被害の少ない圃場でも品質低下や収量の減少となりました。

枝豆やねぎ等の露地野菜においても、圃場への浸水による品質及び生育への影響が見られました。また、継続的な降雨により防除や管理作業の遅延による品質低下で収量の減少となりました。

アスパラガスは新規栽培者や規模拡大により作付面積は増加しております。しかしながら、令和5年の異常高温が株の養成に影響し春芽の収量減少に加え、豪雨による施設内への浸水で夏芽の異常萌芽により品質低下となりました。収穫物は異常気象の影響で周年を通し、細め傾向となり取扱量は減少しました。野菜類全般で取扱量は減少しましたが、高価格での販売が継続しました。

野菜全体では455,753千円の販売となりました。

【花き】 ストックは高温による花芽分化が懸念されましたが、成長調整剤施用による対策を講じ、需要期となる12月販売へ対応することができました。販売価格についても、全国的に花き流通量が少なく高価格販売が継続しました。

ケイトウは新規栽培者の増加により取扱量は伸びており、新品種の導入等による更なるブランド化を図りました。

小菊やスターチス等は豪雨で圃場内への浸水により収量、品質に大きく影響し、啓翁桜は冠水により採枝が不可能となった圃場も見られました。

花き全体では234,052千円の販売となりました。

園芸全体では豪雨や気象の影響により取扱量の減少で計画16億円に対して14億4,083万円（計画比90%）となりました。

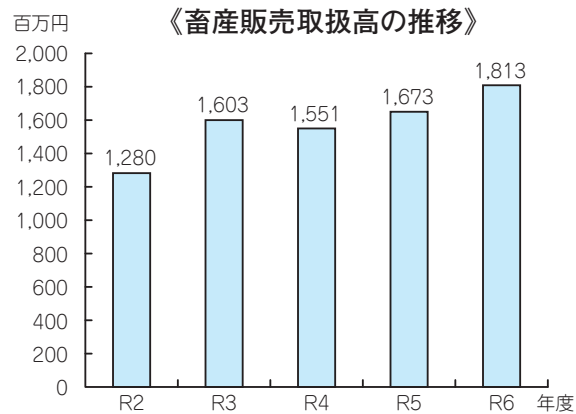
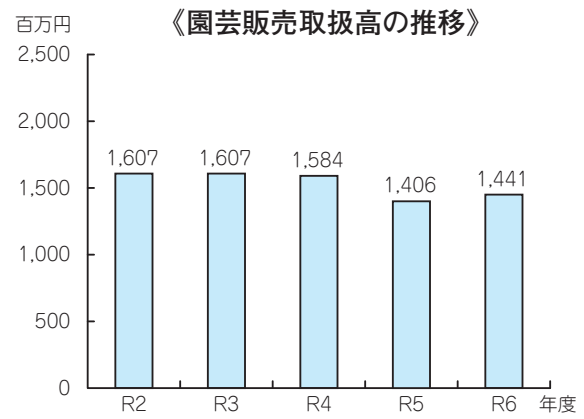
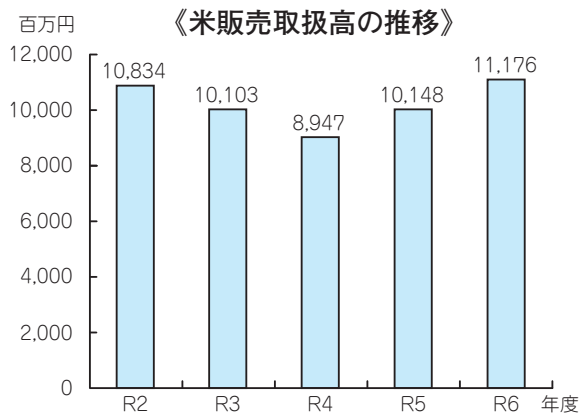
畜 産 「畜産技術・防疫体制・経営の強化」

関係機関と連携し生産技術・管理指導（家畜共済損害防止事業等）・経営指導（畜産コンサルタント事業）を継続して実施、生産技術の向上や財務の改善に努めました。

家畜防疫体制については、関係機関とJAによる畜産農家に対する消毒剤等の配布については、例年どおり実施しました。

飼料代金等の購買未収金については、支店・信用部・経済部と情報共有を踏まえ、農家とのヒアリングを実施し早期解消に努めました。

畜産全体の販売実績は18億1,324万円（計画比101%）となりました。



農業経営事業

「実証圃展示による栽培技術の確立と園芸振興」

収益性の高い果樹のモデル経営としてシャインマスカットの実証展示を通じ、栽培技術の確立を目指し定期的な栽培講習会の開催と実証圃の管理運営を実施しました。

農業経営事業も5年目となり豪雨等気象の影響を受けましたが、実証圃8棟から収穫物約2,100 kg（前年比140%）を出荷しました。

また、今年度より園芸振興対策として長ねぎとサトイモの栽培検証を実施しました。長ねぎについては近年の温暖化に伴い生育不良が見られることから、栽植密度を変更し正品率向上を図りました。サトイモについては、水田転作圃場での機械化一環体系と品種別、栽培体系別の収量について各々検証しました。

購買事業

生産資材・生活物資 「予約購買の向上を高めた生産資材の安定供給と店舗業務の整備・集約」

肥料価格は令和4年に大幅な値上げとなり、その後値下げもあったものの、価格高騰前と比較すると依然として高い水準にあります。JAでは、昨年同様品目を絞り込んだ早期予約取りまとめをすることで、価格に反映させた水稻用基肥の自己取り対策を実施し、コスト低減に努めました。

農薬は原材料を含めた製造コストの上昇から、令和5年から3年連続の値上げとなりましたが、農薬コスト低減に向け、メーカー直送の水稻用除草剤大型規格の取扱い拡大に努めました。

令和7年用の予約申込数量では面積換算で約3,400haの取扱いとなっています。

温床資材は、パイプハウス資材の高騰による需要減少により計画を下回りましたが、種苗については、米価の値上げに伴い水稻種子価格も値上げとなったことから、計画を上回る実績となりました。

また、昨年7/25の大雨により被災された生産者に対し、購買代金の決済延長の支援対応をおこないました。

各資材店舗の業務については春季休日営業体制を見直したことから、中央配送センターの休日営業を実施した他、休日営業店舗においては各資材店舗独自商品の品揃えを増やし利用者ニーズに対応してまいりました。

今後の店舗業務についてはWEBを活用した受注体制の導入に向けて関係部署と連携しながら検討をすすめております。

生産資材全体の供給実績（代理人取引含む）は30億8,702万円（計画比99%）となりました。

生活物資については、葬祭件数の減少と小規模な葬儀割合の増加により計画を下回る実績となり、生活物資全体の供給実績（代理人取引含む）は4億5,392万円（計画比93%）となりました。

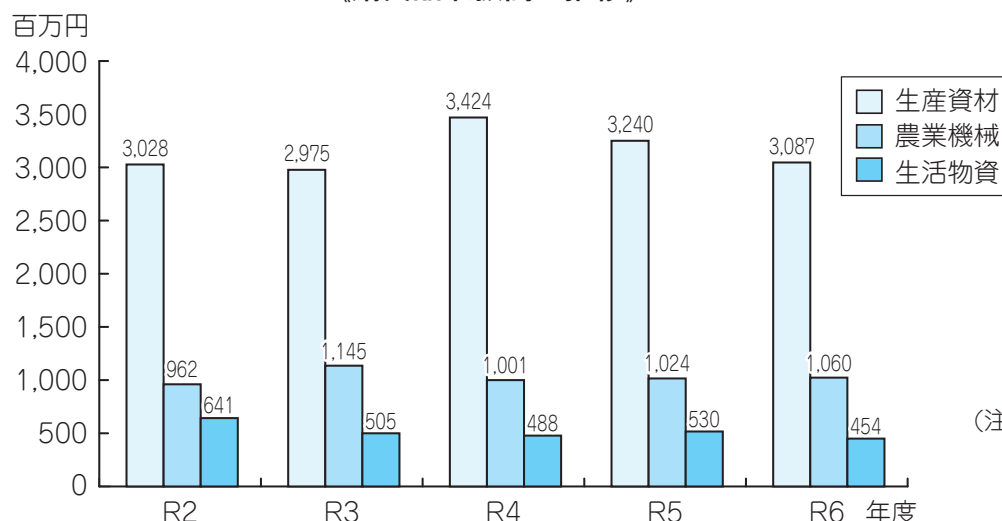
農業機械 「生産コスト低減に向けた情報提供と修理技術の強化」

J A 経済事業・(株)みどりサービス合同展示会を年2回開催した他、J A 全農山形主催のビッグフェア、秋のお買い得市などに多くの組合員の皆様から来場いただき、低コスト農機や最先端農機の情報を提供する事が出来ました。また、直進アシスト農機の圃場実演会の戸別開催や閑散期での訪問活動をおこないながら利用率向上に努めました。

その他に、関係部署と連携し各種補助事業へ取り組み実績の上乗せが出来ました。

農業機械の供給実績（代理人取引含む）は、10億5,977万円（計画比102%）となりました。

《購買品取扱高の推移》



(注)事業実績は総額表示しており、損益計算書における金額とは一致しません。

加工事業

「産地精米のメリットを生かした精米販売の拡大」

精米販売において、令和5年産は猛暑の影響により全国的に不作となりました。そのため令和6年の夏頃から品薄状態となり価格も高騰し「令和の米騒動」と呼ばれる米不足となりました。その影響は令和6年産の新米が出回っても状況は変わらず米の価格は高止まり状態となっています。限られた米の原料の中、既存の取引先に迷惑がからないように計画性をもった販売に努めました。

精米販売実績は、6億9,022万円（計画比112%）となりました。

直売所・特産物販売事業

「活気・魅力のある直売運営と顧客満足度を高めた管内農産物の消費拡大」

産直（山居館）では、国の史跡「山居倉庫」に隣接した直売所として、新たな魅力ある直売所を目指し、多様な商品構成、店舗の修繕計画等、生産者と共に検討を重ねてきました。

年明け後からは、直売野菜が少ない中、陳列棚を増設し、観光客向けにお土産品の品揃えを増やし魅力ある直売所としての販売に努めてきました。

管内の農産物、加工品を扱った特産品販売においては、豪雨災害等の気象災害が影響し出荷数量が減少した青果物もありましたが、ふるさと納税やカタログ通信販売等に力を入れ、有利販売に努めました。特に加工品の「もち」については、生活クラブ生協と取引のあった加工所が撤退した事もあり、当JAの取り扱い数量が大きく伸びました。

直売所販売実績は、1,814万円（計画比93%）となりました。

特産物販売実績は、9,718万円（計画比115%）となりました。

福祉介護保険事業

「サービスの質の向上によるサービス基盤と人的基盤の整備」

サービス基盤と人的基盤の整備として、運営基準、独自に定める研修等を他法人と共有し、職員の企画力の強化、ケアの質等を研鑽する相互研修を5年度に引き続き行いました。

また、利用者のサービス利用時間の多様化に対応しながら、法令遵守を含めた介護保険事業の適切な運営を図りました。

デイサービスは、サービス内容の充実や、付加価値など同業者との差別化を図りながら運営しました。

訪問介護は、介護技術等が他事業者と比較される機会が増え、利用者等から高い評価をいただきました。

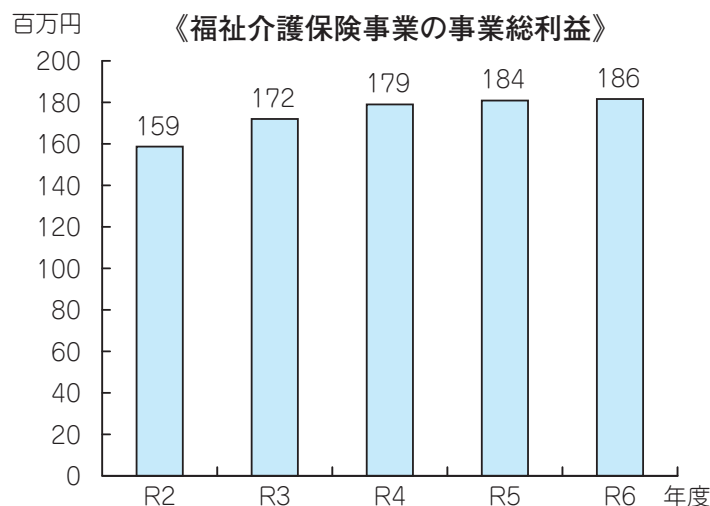
居宅介護支援については、サービスの円滑利用をサポートし、福祉用具貸与・販売では、適切な福祉用具と、過ごしやすい環境づくりの住宅改修を提案しました。

小規模多機能は、通い・訪問・泊りのサービスを柔軟に提供しました。

グループホームでは、2施設とも入所待機者を抱え需要ある事業となっております。

また、組合員及び地域住民を対象とした「JA 健康寿命100歳プロジェクト」活動のウォーキング倶楽部は7回計画し、7月の豪雨災害の影響を受け中止もありましたが、6回の開催で延べ386名の参加となり、また通いの場としてグループホーム結い及び多機能ハウス結いにおいて「てんとうムシ教室」を開催し、延べ401名の参加となりました。

福祉介護保険事業全体の総利益は、1億8,576万円（計画比99%）の実績となりました。



経営管理

「組合員との対話による持続可能な事業基盤と経営基盤の確立・強化」

ＪＡまつりは豪雨災害に伴い、中止となる支店も多かったものの、グラウンド・ゴルフ大会などを開催することができました。

また、豪雨災害ボランティアとして、職員75人が参加しました。

女性部活動については、各層の研修会を開催し会員同士の交流を深め、女性組織の活動強化に努めました。今後も女性の視点や意見を取り入れＪＡ事業の活性化に活かしていきます。

座談会等に寄せられた意見を取り入れながら、支店を中心とした事業展開を進めるとともに、自己改革に取り組み「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」に向けて経営基盤の確立・強化に努力していきます。

5. 事業活動のトピックス

2024年度

4月 April

1日 辞令交付式・新採職員辞令交付式
1日 決算棚卸実査
1日 みのり監査法人期末監査Ⅰ
6～7日 第11回JA庄内みどり旗杯中学硬式野球大会
8日 アスパラガス出荷目揃え会
15～25日 みのり監査法人期末監査Ⅱ
24～25日 令和5年度決算監事監査
25日 シャインマスカット新梢管理講習会
27日 ウォーキング倶楽部

5月 May

19～24日 みのり監査法人期末監査Ⅱ
20日 酒田まつり山車行列参加
21日 青年部 苗発送
22日 シャインマスカットGA処理・房作り講習会
23日 農業経営事業運営協議会
25日 ウォーキング倶楽部
31日 年金友の会 代表者会議

6月 June

3日 農作物の次期作支援に関する要望書提出（酒田市）
10日～ 青年部 WEB授業
12～13日 総代協議会
13～14日 青年部 上京運動
19日 メロン初出荷式
20日 シャインマスカット仕上げ摘粒講習会
21日 庄内メロン出荷目揃え会
21日 第30回通常総代会
22日 ウォーキング倶楽部
24日 園芸部会全体会
25日 JA庄内みどり生産組合長協議会 総会
28日 JA庄内みどり農政対策推進協議会 総会

7月 July

5日 パブリカ出荷目揃え会
5日 メロンマルシェ開催（酒田市役所前）
6～7日 メロン試食宣伝（神奈川県）
17日 第22回「みどりの会」ゴルフコンペ
17～20日 JA経済・みどりサービス合同展示会「サマーフェア2024」
18～19日 上期随時監事監査
19日 酒田市子ども食堂・つるかめ食堂へ食材提供（アンデスメロン）
19日 シャインマスカット袋掛け講習会
22日 JA庄内みどり農政対協議会 米・大豆消費拡大運動
23日 小菊出荷目揃え会
26日 JA庄内みどり肉牛枝肉共励会
26～27日 生活事業展示会
27日 六た子ども食堂へ食材提供（アンデスメロン）
29日 酒調子ども食堂へ食材提供（アンデスメロン）
29日 庄内海岸防風林における松くい虫被害木の適正な対策に関する要請書提出（山形県）

8月 August

2日 インボイス制度説明会及び個別相談会
2日 らくらく青色申告【農業版】ソフトウェア説明会
2日 自動車・自賠責共済 代理店協力会総会
7日 畜産消費拡大運動
7～8日 青年部 庄内探訪
19日 食料・農業・地域政策推進山形県要請集会
20日 刈屋梨出荷目揃え会
21～22日 第25回JA庄内みどり養豚部会肉豚枝肉共進会
28日 自動車・自賠責共済 代理店協力会総会

9月 September

10日 シャインマスカット出荷目揃え会
14日 秋切ケイトウ出荷目揃え会
18～30日 みのり監査法人期中監査Ⅰ
20日 庄内北部ライスデーション竣工式・令和6年産山形県産米出荷式
28日 ウォーキング倶楽部

10月 October

1日 上半期棚卸実査
1～10日 みのり監査法人期中監査Ⅰ
4日 シャインマスカット品評会
5日 庄内柿出荷目揃え会
21日 秋冬ねぎ目揃え会
21～22日 上半期監事監査
24日 JAまつり組合員親睦ゴルフ大会
26日 青年部 青年の主張（庄内大会）
26日 ウォーキング倶楽部
28～29日 庄内柿トップセールス
31日 JAまつりグラウンドゴルフ大会

11月 November

1日 樹上脱渋柿「柿しぐれ」出荷目揃え会
5～6日 庄内柿試食宣伝（北海道）
9日 ウォーキング倶楽部
11日 メロン販売報告会
13日 ストック目揃え会
17日 JA庄内みどり合併30周年記念式典
24日 園芸振興検討委員会
25～26日 ストック品評会
27日 女性のつどい
28日 遊佐町カーブミラ贈呈式
29日 啓翁桜輸出会議
30日 第30回JA山形県大会
30日 青年部 青年の主張（県大会）
30日 「年金受給者友の会」つどい開催

12月 December

4日 酒田市カーブミラー贈呈式
5日 シャインマスカット剪定講習会
6日 第2回JA庄内みどり肉牛枝肉勉強会
12日 シャインマスカット新植講習会
12～25日 みのり監査法人期中監査Ⅱ
14日 青色・白色決算講習会
20日 農作業受託運営協議会
20日 畜産消費拡大運動
25日 合格祈願米ご祈禱

1月 January

6日 多年勤続者表彰式・年頭の辞
7日 農業の気象災害へ関する支援要請書提出（酒田市）
8日 農業の気象災害へ関する支援要請書提出（遊佐町）
8日 酒田市合格祈願米贈呈式
9日 遊佐中学校へ合格祈願米贈呈
18日 青色・白色確定申告講習会
20日～2/5 「つや姫」栽培技術研修会
22日 庄内促成山菜出荷目揃え会
22日 JA庄内みどり農業生産法人連絡会議「農業法人経営力向上研修会」

2月 February

3日 促成うい出荷目揃え会
4日 農業所得申告に関する関係機関連絡会議
7日 啓翁桜出荷目揃え会・品評会
14日 農協常勤役員と青年部役員の意見交換会
25～27日 みのり監査法人期中監査Ⅱ・Ⅲ
27日 「雪若丸」栽培技術研修会
27～28日 e-tax確定申告指導会

3月 March

3日 全職員コンプライアンス研修会
3～4日 下期随時監事監査
3～14日 春季農協座談会
4～7日 みのり監査法人期中監査Ⅱ・Ⅲ
10日 JA庄内みどり農業生産法人連絡会議通常総会
12日 第31回JA庄内みどり女性部総会
12～15日 JA経済・みどりサービス合同展示会「春一番フェア2025」
15日 庄内みどり農協青年部 第31回通常総会
19日 庄内みどり農協「千俵の会」通常総会並びに講演会
21日 第69回酒田飽海農業青色申告協議会通常総会
31日 みのり監査法人期末監査Ⅰ

6. 農業振興活動

◇担い手育成・法人組織支援の取組み

農家組合員の所得向上と担い手の育成をはかるため、行政および関係機関と連携した取組みを行っています。また、これまでに集落営農組織から法人化した組織は46法人となり、希望する法人とは事務委託契約を締結し事務処理や税務申告が円滑にできるよう支援を実施しています。

◇食農教育・環境保全の取組み

次代を担う子供たちへの食農教育や環境保全活動の一環として青年部組織では、首都圏の小学生への苗の発送やWEB授業、管内小学校での「稲作体験授業」を行っています。また、女性部ではフードドライブ活動等の取組みを行っています。

◇地域密着型金融への取組み

当JAは、地域金融機関として農業者等の経営支援や地域社会発展への貢献を重要な役割のひとつとして位置づけています。様々な利子補給制度の活用や農業関連資金の充実により農業者・担い手支援に取り組むほか、融資専任渉外を設置し経営相談等に積極的に対応できる体制を整備しております。



青年部 WEB授業

7. 地域貢献情報

◇社会貢献活動

●災害時支援

東日本大震災を契機とし地元警察署と災害時における連携協定を締結し、大規模災害発生時にはJA施設を災害警備本部として提供することとしています。また、子会社の株式会社みどりサービスでは管内企業6社と災害時における管理ガス工作物の応急対策業務に関する協力協定を締結しています。

◇地域貢献情報

●地域に根ざした福祉事業の展開

地域の高齢者が住み慣れた地で安全・安心に暮らせるよう「ふれあい」、「助け合い」、「支えあい」を基本理念とした高齢者福祉事業を展開しています。

●交通安全啓蒙活動

JA共済連と連携し、カーブミラーの寄贈を通して地域の交通安全啓蒙活動に取り組んでいます。

●地域活性化への取組み

広報誌やコミュニティ情報誌の発行を通して地域の情報を積極的に発信しています。また、子供たちへ地場産食材のPRを兼ねて、管内のこども食堂へアンデスメロンの提供を行いました。

その他にも、酒田市・遊佐町の中学校3年生へご祈禱いただいた「つや姫」を合格祈願米として贈呈しました。



福祉課 流しそうめんの開催

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のこ

とです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切

な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口

- 各支店（支店一覧はP125に記載しております）
- 本所信用部（電話：0234-26-5540）
- 本所共済部（電話：0234-26-5550）
- 受付時間：9時～17時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター

仙台弁護士会紛争解決支援センター

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

山形県弁護士会示談あっせんセンター、仙台弁護士会紛争解決支援センターは J A バンク相談所を通じてのご利用となります（直接申立不可）。東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が利用できます。

①現地調停：東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて共同して紛争解決にあたります。

②移管調停：当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

個人情報保護方針

庄内みどり農業協同組合
(平成17年4月1日制定)
(令和4年4月1日最終改定)

庄内みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。

ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

庄内みどり農業協同組合
平成 23 年 3 月 25 日

経営者保証に関する取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
法人と個人の一体性の解消等が図られている。あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し、総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について検討いたします。
2. 経営者保証の契約時の対応について
 - ① 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ② 保証金額の設定については、農業法人等の取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を決定するのではなく、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
 - ① 農業者等から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行い、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ② 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討し、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断いたします。
4. 経営者保証を履行する時の対応について
 - ① 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲については必要に応じ支援専門家とともに連携し、保証人の保証履行能力、経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方と整合性等を総合的に勘案して決定いたします。

庄内みどり農業協同組合
令和 5 年 9 月 28 日

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、14.16%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	庄内みどり農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,227百万円（前年度5,264百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っています。

10. JAの主要な業務の内容

<事業のご案内>

■信用事業

JAの信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA（地域）・農林中金（全国）の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

「安心・便利・高度」な商品・サービスの提供等、組合員をはじめとする利用者の皆様に目線を置いた事業展開を行っております。

■貯金業務

組合員はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、県税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国どこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替の取り扱いをしております。

■国債・投資信託窓口販売

国債（新窓販国債、個人向け国債）、投資信託の窓口販売の取り扱いをしております。

■サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービスなどの取り扱いをしております。

また、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なサービスにつきましては以下に具体的に記載いたします。

○自動振込・自動決済業務

給与や年金などの各種自動受取、電気・電話料などの各種公共料金の自動支払、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。

○系統インターネットバンキングサービス

インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話から、平日、土・日曜日、祝祭日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもご利用いただけます。

○キャッシュサービス

JAのキャッシュカードがあれば、県内はもとより全国のJA・信連をはじめ、銀行などの金融機関のATMにより現金のお引き出し、残高照会取引がご利用いただけます。

○税金の収納

国民年金や、県および市町の各種税金等の窓口収納・口座振替の取り扱いをしております。



JAバンクでは全国のATMで手数料が無料です

貯金商品

(令和7年3月末現在)

商品の種類		商 品 内 容		
		預入金額	預入期間	特 徴
当 座 性 貯 金	当座貯金	1円以上	制限なし	・会社や事業主の皆様の手形、小切手での支払口座としてご利用いただけますが、貯金利息については無利息となります。また、貯金保険制度により全額保護されます。
	普通貯金無利息型 (決済用)	1円以上	制限なし	・法人および個人の決済用口座としてご利用いただけますが、貯金利息については無利息となります。個人のものは、総合口座による当座貸越ができます。また、貯金保険制度により全額保護されます。
	普通貯金	1円以上	制限なし	・給与や年金等の自動受取りや、税金、電気料金、電話料等の公共料金の自動支払口座としてご利用いただけます。 ・キャッシュカードによるATM等での取引をはじめ、財布代わりに安全確実にご利用いただけます。 ・定期貯金や定期積金をセットしていただきますと、定期性貯金合計額の一定割合まで不足資金を自動融資いたします。(個人の場合) ・「営農口」については、農産物代金の受取りや、肥料、農薬、飼料代金等の決済口座としてご利用いただけます。(組合員の場合)
	貯蓄貯金	1円以上	制限なし	・残高階層による金利が適用され、10万円以上では普通貯金よりも貯蓄性に優れた商品です。 ・普通貯金のように自動受取りや自動支払口座としてはご利用になれません。 ・キャッシュカードでのお取引もできます。 ・キャッシュカードを発行している通帳では、ATM(県内に限る)で貯金の払い戻しができます。
	納税準備貯金	1円以上	制限なし	・納税資金の準備口座として、原則非課税扱いでご利用いただけます。

商品の種類		商 品 内 容		
		預入金額	預入期間	特 徴
定期 性 貯 金	通知貯金	5万円以上	7日以上	・ 1週間（7日）の据置期間経過後は、ご自由に契約いただける貯蓄性貯金です。ただし、解約する2日前までに通知が必要となります。
	期日指定定期貯金	1円以上 300万円未満	1年以上 3年以内	・ 個人の方だけにご利用いただける1年複利の有利な貯金です。 ・ 1年の据置期間後は、解約日を任意に指定でき、自由に解約いただける便利な貯金です。
	スーパー定期 （自由金利型定期貯金M型）	1円以上	定 型 1・3・6ヶ月、 1～5年物 期日指定型 1ヶ月超5年未満	・ 1ヶ月から5年までの預入期間が選択でき、幅広くご利用いただけます。3、4、5年物は半年複利による高利回りでもご利用いただけます。（個人の方）
	大口定期 （自由金利型定期貯金）	1千万円以上	1ヶ月超 5年未満	・ 1ヶ月から5年までの預入期間が選択でき、1千万円以上お預入の場合だんぜん有利な高利回り商品です。
	変動金利定期貯金	1円以上	3年	・ ご契約日から半年ごとに、市場金利に連動して自動的に金利が見直される便利な定期貯金です。
	据置定期貯金	1円以上 1千万円未満	5年以内	・ 預入期間の定めのある貯金で、据置期間（6ヶ月）経過後は満期解約扱いとなり、いつでも、何回でも一部支払ができる商品です。
	定期積金	1回あたりの 最低掛込額は 1千円以上	6ヶ月以上 10年以内	・ 教育、住宅、旅行等の資金準備のため、また、お客様の資産形成のため、少しずつ掛け込みをして大きく育てる便利な貯蓄性商品です。
譲渡性貯金 （NCD）		1千万円以上 1円単位	7日以上 5年以内	・ 期間内に他に譲渡することができます。 ・ 短期間（2週間以上）のお預入で高利回り商品です。 ・ 満期日前の解約はできません。 ・ 定型方式 1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年 ・ 期日指定方式 7日以上 5年未満
組 み 合 わ せ 商 品	総合口座 （個人の方）	・ 普通貯金と定期貯金を1冊の通帳にセットした、便利な決済口座としてご利用いただける組み合わせ商品です。 ・ 普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金と定期積金（掛込額）の合計額の90%（最高200万円）まで、自動的にご融資いたします。 ・ キャッシュカードを発行している通帳では、A T M（県内に限る）で貯金の払戻しができます。		
	積立定期貯金	・ 毎月一定額をスーパー定期や期日指定定期貯金としてお預かりし、契約期間経過後に一括して受取ることができる、資産形成に便利で有利な商品です。 ・ 口座振替による自動積立により、大きな夢の実現にご利用いただけます。		
	財形貯金	・ 毎月の給与や賞与から一定額を天引きで積み立てる、勤労者向けの有利な貯蓄商品です。 ・ 「一般」、「年金」、「住宅」の3種類があります。 ・ 「年金」と「住宅」は払い出しに制限はありますが、利子非課税制度の適用を受けることができます。 ・ 「年金」と「住宅」の合計で1人550万円まで非課税となり、1人1金融機関とのみ契約ができます。 ・ 本貯金を行うことにより、財形融資制度などの有利な制度資金借入れができる特典もあります。		

（注）現在、残高階層で金利設定されている商品については、金融情勢上、金利は同じになっております。

* 貯金保険制度（公的制度）

- ・ 当組合の貯金は他の貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
- ・ 決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）は貯金保険で全額保護されます。
- ・ 譲渡性貯金は貯金保険の保護はありません。

融資制度一覧

(令和7年3月末現在)

(1) 基金協会保証

資金の種類	融資限度	融資期間	資金の内容
JA住宅ローン (一般型)	1億円	3年以上 50年以内	- 住宅の新築、購入(中古住宅を含む) - 土地の購入(5年以内に新築し、居住予定があること) - 住宅の増改築、改装、補修 - 他金融機関で借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築、改装、補修
JA住宅ローン (100%応援型)	1億円	3年以上 50年以内	- 住宅の新築、購入(中古住宅を含む) - 住宅の増改築、改装、補修
JA住宅ローン (借換応援型)	1億円	3年以上 40年以内	住宅ローンの借換
リフォームローン	1,500万円	15年以内	- 住宅の増改築、改装、補修 - 住宅に付帯する施設等の施設資金
賃貸住宅ローン	3億円	30年以内	賃貸住宅の建設、増改築、補修資金
教育ローン	1,000万円	6ヶ月以上15年以内 (在学期間+9年)	- 進学者の入学金、授業料及び下宿代など、進学に要する一切の資金 - 他金融機関から借入中の教育資金の借換
マイカーローン	1,000万円	6ヶ月以上15年以内	- 自動車、バイクの取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金(建設費に制限あり)、運転免許取得資金、点検・修理・車検保険掛金等の諸費用 - 他金融機関で借入中の自動車資金の借換
営農ローン	500万円	契約期間1年 (更新)	営農および生活に必要な資金(一定の極度額による随時貸越)
カードローン	300万円	契約期間1年 (更新)	生活に必要な一切の資金(一定の極度額による随時貸越)
アグリマイティー資金	事業費の範囲内	原則10年以内かつ (ただし対象事業に応じ、最長20年以内)	生産・担い手・加工・流通・販売に必要な資金および地域の活性化・振興を支援するための設備・運転資金

(2) ㈱協同住宅ローン保証

資金の種類	融資限度	融資期間	資金の内容
JA住宅ローン (新築・購入コース)	1億円	3年以上 50年以内	- 住宅の新築 - 土地の購入(2年以内に新築し、居住予定があること) - 新築住宅の購入 - 中古住宅の購入 - 住宅の増改築、改装、補修
JA住宅ローン (借換コース)	1億円	3年以上 40年以内	住宅ローンの借換

(3) (株)ジャックス保証

資金の種類	融資限度	融資期間	資金の内容
マイカーローン	1,000万円	6ヶ月以上15年以内	・自動車購入資金、車検費用、修理費用、運転免許取得費用 住宅に併設する車庫、カーポートの建築等 ・マイカーローン借換資金
教育ローン	700万円 (ただし、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000万円以内)	6ヶ月以上 16年10ヶ月以内	・進学者の入学金、授業料及び下宿代など、進学に要する一切の資金
教育ローン (学費オンリープラン)	500万円	6ヶ月以上 16年10ヶ月以内	・進学者の入学金または授業料、入学金と授業料と一緒に納付できる施設使用料・教材費・研修費等
リフォームローン	1,500万円	6ヶ月以上20年以内 (ただし団信非加入の場合は15年)	・住宅の増改築、改装、補修 ・住宅に付帯する施設等の資金
エコリフォームローン	1,500万円	6ヶ月以上20年以内 (ただし団信非加入の場合は15年)	・省エネ改修、バリアフリー改修、太陽光発電設備、耐震・免震工事等
農機具ローン	700万円	6ヶ月以上10年以内	・農機具の購入に必要な資金等
多目的ローン	200万円	6ヶ月以上7年以内	・資金使途が確認でき、耐久消費財購入等の健全な消費資金
小口フリーローン	100万円	6ヶ月以上5年以内	・原則自由
シニアローン	100万円	6ヶ月以上10年以内	・健全な個人消費資金
介護応援ローン	200万円	6ヶ月以上10年以内	・介護機器購入資金
介護リフォームローン	1,500万円	6ヶ月以上20年以内 (ただし団信非加入の場合は15年)	・介護に必要な工事を含む資金
カードローン	300万円	契約期間2年(更新)	・原則自由(一定の極度額による随時貸越)
新フリーローン	500万円	6ヶ月以上10年以内	・原則自由

(4) (株)三菱UFJニコス保証

資金の種類	融資限度	融資期間	資金の内容
マイカーローン	1,000万円	6ヶ月以上15年以内	・自動車・バイク・除雪機購入、点検・修理・車検、保険掛金等の諸費用
教育ローン (一般型)	1,000万円	6ヶ月以上15年以内	・進学者の入学金、授業料及び下宿代など、進学に要する一切の資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換
教育ローン (カード型)	700万円	契約期間1年(更新)	・進学者の入学金、授業料及び下宿代など、進学に要する一切の資金
リフォームローン	1,500万円	1年以上15年以内	・住宅の増改築、改装、補修 ・住宅に付帯する施設等の資金
フリーローン	500万円	6ヶ月以上10年以内	・原則自由
多目的ローン	1,000万円	6ヶ月以上10年以内	・資金使途が確認でき、耐久消費財購入等の健全な消費資金
カードローン	500万円	契約期間1年(更新)	・生活に必要な一切の資金(一定の極度額による随時貸越)

上記の資金のほか、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の取り次ぎ、担い手対策資金の取り扱い、地方公共団体向けの資金ならびに一般企業向け資金の取り扱いなど、幅広く融資業務を行っております。
尚、組合員外の方については上記資金条件と異なります。

手数料一覧

(令和7年3月末現在)

I 為替手数料

(1) 送金手数料

当 J A 本支店あてのもの (農協系統金融機関を含む)	1 件につき	440円
他金融機関あてのもの (送金小切手)	1 件につき	660円

(2) 振込手数料 (窓口利用)

当 J A 本支店あてのもの (農協系統金融機関を含む)	電信扱い	3 万円未満	1 件につき	330円
		3 万円以上	1 件につき	550円
他金融機関あてのもの	電信扱い	3 万円未満	1 件につき	660円
		3 万円以上	1 件につき	880円
	文書扱い	3 万円未満	1 件につき	660円
		3 万円以上	1 件につき	880円

* 視覚障害をお持ちの顧客の窓口利用料は機械利用 (自動化機器) と同額となります。

(3) 振込手数料 (機械利用)

当 J A 本支店あてのもの	電信扱い	3 万円未満	1 件につき	110円
		3 万円以上	1 件につき	
他金融機関あてのもの	電信扱い	3 万円未満	1 件につき	440円
		3 万円以上	1 件につき	660円

(注) 系統あての振込等については、当組合本・支店あての料率を適用しますが、機械利用につき、3万円未満は110円、3万円以上は330円の手数料となります。

(4) 代金取立手数料

電子交換所取立	1 件につき	660円
個別取立	1 件につき	1,100円

個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送で取立をおこなうものです。

(5) その他手数料

送金、振込の組戻手数料	1 件につき	660円
不渡手形返却料	1 通につき	
取立手形組戻料		
取立手形店頭呈示料 （ただし、660円を超える場合はその実費）		

II 貯金業務手数料

- (1) 貯金残高証明書 1 通につき 随時発行 550円
継続発行 330円
定形発行 (J A 定形外) 1,100円
- (2) 取引明細表発行手数料 1 件につき 依頼日より遡って5年以内 1,100円
依頼日より遡って5年超10年以内 2,200円
(コピー代及び郵送料は別途)
- (3) 貯蓄貯金自動振替サービス 無 料

(4) 再発行手数料

貯金通帳	1 冊	550円	貯金証書	1 通	550円
JAカード (一体型)	1 枚	381円	ICキャッシュカード	1 枚	663円

- (5) 手形等用紙代
 小切手帳 1冊 14,300円
 約束手形 1冊 19,800円
 マル専手形 1枚 1,100円
- (6) マル専当座貯金口座開設 1口座につき 3,300円
- (7) 口座振替・振込手数料 個別契約による
- (8) 窓口収納手数料 個別契約による
- (9) 同一店内振込手数料

①窓 口

3万円未満	1件 110円	3万円以上	1件 330円
-------	---------	-------	---------

②自動化機器 無 料
 ※ただし、他行カード振込は220円

③インターネットバンキング 無 料

(10) インターネットバンキングサービス利用料（1契約） 無 料

(11) 法人J Aネットバンクサービス利用料（1契約） 無 料

①契約料

②照会・振込サービス手数料（月額） 1,100円

③照会・振込サービス＋データ伝送サービス利用料（月額） 3,300円

(12) 定時定額自動振替手数料

		契約形態	手数料の 支払人	手 数 料 金 額		
				当組合本・支店	系統金融機関	系統外金融機関
定 時 定 額	振込	1対1	依頼人	—	3万円未満 1件につき 110円	3万円未満 1件につき 440円
					3万円以上 1件につき 330円	3万円以上 1件につき 660円
	振替	1対1	振替主	3万円未満1件 につき55円 3万円以上1件 につき220円	—	—
		1対n				
		1対n	主契約者	110円	—	—

注：nは複数

(13) 未利用口座管理手数料 所定要件の都度 1,320円

(14) 顧客手数料

曜 日	時間帯	同一J A内取引 県内J A相互間 系統全国ネット		ゆうちょ銀行 提携ネット (注1)		業態間提携ネット			セブン・ローソン・ イーネット ATM提携(注2)
		入金	出金	入金	出金	JFマリンバンク	三菱UFJ銀行	以外	
平 日	8:00～8:45	無料	無料	無料	220円	無料	110円	220円	110円
	8:45～18:00				110円		無料	110円	無料
	18:00～23:00				220円		110円	220円	110円
土 曜 日	8:00～9:00				220円		110円	220円	110円
	9:00～14:00				110円		110円	220円	無料
	14:00～21:00				220円		110円	220円	110円
日 曜 日	8:00～21:00				220円		110円	220円	110円
祝 日	8:00～21:00				220円		110円	220円	110円
年末年始	8:00～21:00				220円		110円	220円	110円

(注) 1. ゆうちょ銀行提携の顧客手数料は、当組合の顧客が、ゆうちょ銀行のCD・ATMを使用する際に当組合が課金するものです。

2. セブン・ローソン・イーネットATM提携の顧客手数料は、当組合の顧客がセブン・ローソン・イーネット提携ATMを使用する際に当組合が課金するものです。

Ⅲ 貸出業務手数料

(1) 貸出残高証明書	1 通につき	随時発行	550円
		継続発行	330円
		定形発行（J A 定形外）	1,100円
(2) 取引明細表発行手数料	1 件につき	依頼日より遡って5年以内	1,100円
		依頼日より遡って5年超10年以内	2,200円
		（コピー代及び郵送料は別途）	
(3) 融資証明書	1 通につき		220円
(4) 住宅ローン事務手数料	1 件につき		33,000円
(5) 貸付金条件変更手数料（住宅ローンのみ）	1 件につき		3,300円
(6) 貸付金繰上償還手数料			
①一部繰上償還			
ア. 窓口利用（住宅ローン）	1 償還につき		3,300円
イ. 窓口利用（小口ローン）	1 償還につき		3,300円
（マイカー、教育、リフォーム、フリー、多目的、シニアローン）			
ウ. 窓口利用（上記以外）			無 料
エ. インターネットバンキング利用			無 料
②全額繰上償還			
ア. 住宅ローン	1 償還につき		33,000円
イ. 小口ローン	1 償還につき		3,300円
（マイカー、教育、リフォーム、フリー、多目的、シニアローン）			
ウ. 上記以外			無 料
(7) 発行手数料	ローンカード		無 料
(8) 再発行手数料	ローンカード		550円
(9) 「固定変動選択型」の固定金利選択			5,500円

Ⅳ 国債等窓販事務

(1) 保護預り手数料	
国債証券等の保護預り口座管理手数料	無 料

Ⅴ 両替事務手数料

(1) 邦貨両替手数料	
① 1枚 ～ 100枚	無 料
② 101枚 ～ 500枚	330円
③ 501枚 ～ 1,000枚	550円
④ 1,001枚 ～ 2,000枚	770円
④ 2,001枚以上 1,000枚追加毎	330円 追加

Ⅵ 株式払込金等受入事務取扱手数料

別途当 J A の規定による。

<系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)>

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

●「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

●「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年３月末における残高は1,651億円となっています。

●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

●貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合 貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年３月末現在で4,785億円となっています。

■ 共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています

■ 購買事業

● 生産資材

生産資材店舗では、肥料や農薬、飼料、農産物の種苗、パイプハウス等の温床資材、出荷用資材などの販売を行っています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

● 農業機械

トラクターや田植機、コンバインなどの大型機械から小型管理機や噴霧器などに至るまで農業に関わる様々な機械の販売と修理を行っております。

また組合員、利用者のニーズに即した導入相談に応じており、メーカーを問わず取り扱いをしていることから、幅広い選択が可能です。

● 生活物資

食料品や冠婚葬祭用品、その他生活用品等の販売などを行っています。

■ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。組合員が生産した米や野菜、果実、花き、畜産物などを、各市場への出荷や卸売会社などへの販売を通じて消費地に供給しています。

◎当 J A では何よりも消費者の方々に安全な農産物を安心してご利用いただくことを最優先に生産活動に取り組んでおります。当組合長を本部長とする「J A 庄内みどり農畜産物安全・安心実践本部」では、各生産組合・園芸部会等で合意された生産基準に基づいた生産履歴記帳（トレーサビリティ）運動を徹底し、消費者の信頼にこたえられるよう取り組みを強化しております。

■ 福祉介護保険事業

組合員やその家族、地域住民の高齢化が進むなか、高齢者とその家族への支援を通じて住み慣れた地で生きがいをもって、安心・安全に暮らせる地域づくりに貢献するため以下の分野に取り組んでいます。

● 居宅介護支援 ● 訪問介護 ● 通所介護（デイサービス） ● 小規模多機能型居宅介護

● グループホーム（認知症対応型共同生活介護） ● 福祉用具レンタル・福祉用具販売・住宅改修

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			
科 目		令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
1. 信用事業資産		112,814,744	113,510,120
(1)現 金		754,634	657,900
(2)預 金		75,371,361	75,820,224
	系統預金	75,094,909	75,554,082
	系統外預金	276,452	266,142
(3)有価証券		8,382,270	7,202,933
	国債	3,908,299	3,013,642
	地方債	934,811	885,231
	政府保証債	1,742,290	1,625,560
	社債	1,796,870	1,678,500
(4)貸出金		28,315,526	29,753,315
(5)その他の信用事業資産		122,832	126,583
	未収収益	89,293	112,058
	その他の資産	33,539	14,525
(6)貸倒引当金		△ 131,879	△ 50,835
2. 共済事業資産		800	10,823
(1)その他の共済事業資産		800	10,823
3. 経済事業資産		10,207,119	11,779,402
(1)経済事業未収金		2,142,719	2,113,212
(2)経済受託債権		6,453,729	8,036,913
(3)棚卸資産		982,050	1,017,224
	購買品	952,354	976,225
	その他の棚卸資産	29,696	40,999
(4)その他の経済事業資産		670,370	640,696
(5)貸倒引当金		△ 41,749	△ 28,643
4. 雑資産		392,453	751,063
(1)雑資産		394,984	753,263
(2)貸倒引当金		△ 2,531	△ 2,200
5. 固定資産		8,676,407	8,424,228
(1)有形固定資産		8,657,021	8,412,121
	建物	9,982,587	10,091,318
	機械装置	7,532,353	7,624,929
	土地	4,357,056	4,328,559
	その他の有形固定資産	2,833,436	2,850,275
	減価償却累計額	△ 16,048,411	△ 16,482,960
(2)無形固定資産		19,386	12,107
6. 外部出資		8,231,383	9,723,973
(1)外部出資		8,231,383	9,723,973
	系統出資	7,558,815	9,050,815
	系統外出資	393,668	394,258
	子会社出資	278,900	278,900
7. 繰延税金資産		116,009	156,298
資産の部合計		140,438,915	144,355,907

負 債 の 部		
科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
1. 信用事業負債	121,825,826	124,525,885
(1)貯金	121,015,352	123,727,536
(2)借入金	129,310	120,355
(3)その他の信用事業負債	681,164	677,994
未払費用	20,540	42,265
その他の負債	660,624	635,729
2. 共済事業負債	799,811	793,551
(1)共済資金	515,000	512,432
(2)未経過共済付加収入	281,819	276,594
(3)その他負債	2,992	4,525
3. 経済事業負債	4,650,010	5,811,328
(1)経済事業未払金	799,244	781,889
(2)経済受託債務	2,769,472	4,063,334
(3)その他の経済事業負債	1,081,294	966,105
4. 雑負債	278,365	702,784
(1)未払法人税等	50,800	25,200
(2)資産除去債務	6,819	6,819
(3)圧縮特別勘定	-	384,805
(4)その他の雑負債	220,746	285,960
5. 諸引当金	504,651	483,335
(1)賞与引当金	94,003	92,496
(2)退職給与引当金	357,798	330,610
(3)役員退職慰労引当金	52,850	60,229
6. 再評価に係る繰延税金負債	638,029	647,556
負債の部合計	128,696,692	132,964,439

純資産の部		
1. 組合員資本	10,383,107	10,488,393
(1)出資金	5,263,908	5,227,098
(2)利益剰余金	5,163,332	5,299,431
利益準備金	2,225,915	2,302,915
その他利益剰余金	2,937,417	2,996,516
特別積立金	568,630	568,630
宮農振興事業及び施設強化積立金	921,000	982,000
経営安定対策積立金	978,000	1,078,000
農業経営事業利益積立金	332	942
当期末処分剰余金	469,455	366,944
(うち当期剰余金)	285,210	170,423
(3)処分未済持分	△ 44,133	△ 38,136
2. 評価・換算差額等	1,359,116	903,075
(1)その他有価証券評価差額金	△ 153,034	△ 574,595
(2)土地再評価差額金	1,512,150	1,477,670
純資産の部合計	11,742,223	11,391,468
負債・純資産の部合計	140,438,915	144,355,907

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	科 目	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
1 事業総利益	3,369,202	3,289,007	(15)農用地利用調整事業収益	9,805	10,554
事業収益	8,102,119	8,194,366	(16)農用地利用調整事業費用	-	-
事業費用	4,732,917	4,905,359	農用地利用調整事業総利益	9,805	10,554
(1)信用事業収益	848,290	937,204	(17)農業経営事業収益	2,410	3,521
資金運用収益	772,929	852,367	(18)農業経営事業費用	1,800	3,251
(うち預金利息)	(346,830)	(453,464)	農業経営事業総利益	610	270
(うち有価証券利息)	(86,948)	(90,988)	(19)福祉介護保険事業収益	220,832	215,752
(うち貸出金利息)	(333,342)	(307,883)	(20)福祉介護保険事業費用	37,306	29,997
(うちその他受入利息)	(5,809)	(32)	福祉介護保険事業総利益	183,526	185,755
役務取引等収益	48,347	49,742	(21)その他経済事業収益	97,620	115,324
その他事業直接収益	-	9,520	(22)その他経済事業費用	75,861	92,960
その他経常収益	27,014	25,575	その他経済事業総利益	21,759	22,364
(2)信用事業費用	107,534	155,397	(23)指導事業収入	117,975	114,559
資金調達費用	10,631	76,525	(24)指導事業支出	141,851	148,205
(うち貯金利息)	(7,214)	(72,879)	指導事業収支差額	△ 23,876	△ 33,646
(うち給付補填備金繰入)	(684)	(653)	(25)その他事業収益	640	602
(うち借入金利息)	(501)	(331)	(26)その他事業費用	500	502
(うちその他支払利息)	(2,232)	(2,662)	その他事業総利益	140	100
役務取引等費用	10,452	11,522	2 事業管理費	3,209,686	3,165,762
その他事業直接費用	-	63,756	(1)人件費	2,175,711	2,125,039
その他経常費用	86,451	3,594	(2)業務費	284,855	295,844
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益△)	(510)	(△ 81,043)	(3)諸税負担金	109,040	103,838
信用事業総利益	740,756	781,807	(4)施設費	639,560	637,669
(3)共済事業収益	711,204	720,903	(5)その他事業管理費	4,420	6,972
共済付加収入	678,529	669,332	(6)受取子会社事務委託料	△ 3,900	△ 3,600
その他の収益	32,675	51,571	事業利益	159,516	123,245
(4)共済事業費用	32,926	41,340	3 事業外収益	296,973	214,718
共済推進費	24,345	31,297	(1)受取雑利息	496	530
その他の費用	8,581	10,043	(2)受取出資配当金	133,494	64,055
共済事業総利益	678,278	679,563	(3)賃貸料	132,032	133,060
(5)購買事業収益	4,231,653	4,259,337	(4)雑収入	30,951	17,073
購買品供給高	4,009,678	4,071,622	4 事業外費用	60,414	49,978
購買手数料	51,668	32,516	(1)寄付金	692	850
修理サービス料	134,686	127,687	(2)貸与資産償却費等	48,887	48,146
その他の収益	35,621	27,512	(3)雑損失	9,965	1,314
(6)購買事業費用	3,530,869	3,576,810	(4)貸倒引当金繰入額/戻入益△	870	△ 332
購買品供給原価	3,305,755	3,380,216	経常利益	396,075	287,985
購買品供給費	196,300	181,301	5 特別利益	7,538	154,042
修理サービス費	3,160	3,169	(1)固定資産処分益	108	50
その他の費用	25,654	12,124	(2)一般補助金	7,430	14,338
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益△)	(10,716)	(△ 5,302)	(3)豪雨災害にかかる共済金等	-	139,654
購買事業総利益	700,784	682,527	6 特別損失	43,838	219,227
(7)販売事業収益	658,472	562,752	(1)固定資産処分損	767	33,888
販売手数料	485,250	437,550	(2)固定資産圧縮損	13,830	57,968
その他の収益	173,222	125,202	(3)減損損失	29,241	45,280
(8)販売事業費用	45,310	34,501	(4)豪雨災害にかかる災害損失	-	65,091
販売費	8,056	5,179	(5)裁判和解金	-	17,000
その他の費用	37,254	29,322	税引前当期利益	359,775	222,800
(うち貸倒引当金繰入額/戻入益△)	(△ 1,698)	(△ 7,804)	法人税・住民税及び事業税	77,950	38,332
販売事業総利益	613,162	528,251	法人税調整額	△ 3,385	14,045
(9)保管事業収益	213,716	211,082	法人税等合計	74,565	52,377
(10)保管事業費用	60,977	65,434	当期剰余金	285,210	170,423
保管事業総利益	152,739	145,648	当期首繰越剰余金	132,257	139,650
(11)加工事業収益	598,360	690,216	営農振興事業及び施設強化積立金取崩額	45,000	39,000
(12)加工事業費用	513,615	595,913	土地再評価差額金取崩額	6,988	17,871
加工事業総利益	84,745	94,303	当期末処分剰余金	469,455	366,944
(13)利用事業収益	391,142	352,560	(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。		
(14)利用事業費用	184,368	161,049			
利用事業総利益	206,774	191,511			

3. 注 記 表

《令和 5 年度》

《重要な会計方針に係る事項に関する注記》

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
 - ②子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
 - ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 購買品（肥料、飼料、農薬）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（新品農機、中古農機）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（上記以外）
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - その他の棚卸資産（精米、もち、米粉）
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - その他の棚卸資産（上記以外）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、以下の資産については、定額法を採用しています。
 - ・平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物。
 - ・当山RC、上田種子C、蕨岡種子C、穂づみCE、本楯CE、上田CE、東平田CE、平田第一CE、広野CE、みずほCE、新堀CE、遊佐中央CE、南西部CE、一条CE、平田中央CE、松山CEに係る資産。
 なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

《令和 6 年度》

《重要な会計方針に係る事項に関する注記》

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
 - ②子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
 - ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 購買品（肥料、飼料、農薬）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（新品農機、中古農機）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（上記以外）
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - その他の棚卸資産（精米、もち、米粉）
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - その他の棚卸資産（上記以外）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、以下の資産については、定額法を採用しています。
 - ・平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物。
 - ・当山RC、上田種子C、蕨岡種子C、穂づみCE、本楯CE、上田CE、東平田CE、平田第一CE、広野CE、みずほCE、新堀CE、遊佐中央CE、南西部CE、一条CE、平田中央CE、松山CEに係る資産。
 なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理室等が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理室等が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務

は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・米粉を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づいて、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農業経営事業

当組合が農産物（シャインマスカット）を栽培し、栽培実証圃を経営する事業であり、農産物を出荷販売する義務を負っています。この履行義務は、農産物を出荷販売する時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

福祉介護保険事業

要介護者を対象にした介護保険事業（デイサービス・訪問介護・福祉用具貸与・小規模多機能・グループホーム・ケアプラン作成等）や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

その他経済事業

直売所販売・特産物販売においては、組合員が生産した農畜産物および取引業者から受入れた商品を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式です。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、四捨五入して金額が五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い項目は、「-」で表示してい

は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・米粉を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づいて、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農業経営事業

当組合が農産物（シャインマスカット、長ねぎ、サトイモ）を栽培し、栽培実証圃を経営する事業であり、農産物を出荷販売する義務を負っています。この履行義務は、農産物を出荷販売する時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

福祉介護保険事業

要介護者を対象にした介護保険事業（デイサービス・訪問介護・福祉用具貸与・小規模多機能・グループホーム・ケアプラン作成等）や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

その他経済事業

直売所販売・特産物販売においては、組合員が生産した農畜産物および取引業者から受入れた商品を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式です。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、四捨五入して金額が五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い項目は、「-」で表示してい

ます。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

- (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

販売をJ Aが行いプール計算を行う「J A共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

〈会計上の見積もりに関する注記〉

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当期の計算書類に計上した金額 116,009千円
（繰延税金負債との相殺前 180,575千円）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および

ます。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

- (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

販売をJ Aが行いプール計算を行う「J A共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

〈会計方針の変更に関する注記〉

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

〈会計上の見積もりに関する注記〉

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当期の計算書類に計上した金額 156,298千円
（繰延税金負債との相殺前 265,904千円）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および

組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 29,241千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 176,159千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産から圧縮記帳額5,808,295千円を控除しています。その内訳は次のとおりです。

建物 2,316,958千円、構築物 541,006千円、
機械装置 2,794,153千円、その他の有形固定資産 156,178千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、12,000,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、4,900,000千円を為替決済の担保に、6,000千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、防犯機器利用保証金として差入

組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 45,280千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 81,678千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産から圧縮記帳額5,866,263千円を控除しています。その内訳は次のとおりです。

建物 2,316,958千円、構築物 541,006千円、
機械装置 2,844,883千円、その他の有形固定資産 163,416千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、12,500,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、4,900,000千円を為替決済の担保に、6,000千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、防犯機器利用保証金として差入

保証金1,200千円があります。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 37,012千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,136,536千円

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 260,537千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,405千円、危険債権額は132,559千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は179,963千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,852,566千円

・同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

保証金1,200千円があります。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 30,756千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,126,201千円

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 252,285千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は60,521千円、危険債権額は67,623千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は128,144千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,766,831千円

・同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

〈損益計算書に関する注記〉

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	88,138千円
うち事業取引高	19,968千円
うち事業取引以外の取引高	68,170千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	289,600千円
うち事業取引高	155,497千円
うち事業取引以外の取引高	134,103千円

2. 減損損失に関する注記

(1) グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、管理会計上の区分に基づき資産のグループングを実施した結果、信用・共済・生活事業施設及び生産販売施設は、事業の関連性や投資の意思決定を考慮したグループ単位に、また、農機センター及び生産資材施設・葬祭関連施設・精米センター・事業外固定資産（遊休資産・賃貸資産）は施設単位にグループングしています。

前記以外で、継続的に収支の把握がなされておりグループングを決定する基礎はあるもののそれ自体にキャッシュ・フローがない場合、またキャッシュ・フローがあっても将来キャッシュ・フローだけでは投資額を回収できない資産を基本に、JA全体の共用資産グループ（管理部門施設、農業関連共同利用施設、生活関連指導及び利用その他施設、農業関連指導及び加工・その他施設、福祉事業施設）としています。

(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループについての概要 当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	区 分	用 途	種 類
旧本楯支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧広野支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧浜中支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
旧平田支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
もち加工部門 (蔵岡・平田)	遊休資産	旧もち加工施設	土地
南部農機センター	一般資産	農業機械整備施設	建物・構築物・ 機械装置・ 器具備品・土地

(3) 減損損失の認識に至った経緯

- ①旧本楯支店事務所跡地、旧広野支店事務所、旧浜中支店事務所、旧平田支店事務所、もち加工部門(蔵岡・平田)については、遊休資産のためキャッシュインフローが発生しないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。
- ②南部農機センターについては、事業利益による減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

〈損益計算書に関する注記〉

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	95,547千円
うち事業取引高	26,127千円
うち事業取引以外の取引高	69,420千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	242,079千円
うち事業取引高	127,887千円
うち事業取引以外の取引高	114,192千円

2. 減損損失に関する注記

(1) グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、管理会計上の区分に基づき資産のグループングを実施した結果、信用・共済・生活事業施設及び生産販売施設は、事業の関連性や投資の意思決定を考慮したグループ単位に、また、農機センター及び生産資材施設・葬祭関連施設・精米センター・事業外固定資産（遊休資産・賃貸資産）は施設単位にグループングしています。

前記以外で、継続的に収支の把握がなされておりグループングを決定する基礎はあるもののそれ自体にキャッシュ・フローがない場合、またキャッシュ・フローがあっても将来キャッシュ・フローだけでは投資額を回収できない資産を基本に、JA全体の共用資産グループ（管理部門施設、農業関連共同利用施設、生活関連指導及び利用その他施設、農業関連指導及び加工・その他施設、福祉事業施設）としています。

(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループについての概要 当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	区 分	用 途	種 類
旧本楯支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧広野支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧浜中支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
旧平田支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
もち加工部門 (蔵岡・平田)	遊休資産	旧もち加工施設	土地
旧南麓事務所跡地	賃貸資産	賃貸用固定資産	土地
南部農機センター	一般資産	農業機械整備施設	建物・構築物・ 機械装置・ 器具備品・土地
本楯資材店舗	一般資産	生産資材施設	建物・器具備品・ 無形固定資産・ 土地

(3) 減損損失の認識に至った経緯

- ①旧本楯支店事務所、旧広野支店事務所、旧浜中支店事務所、旧平田支店事務所、もち加工部門(蔵岡・平田)については、遊休資産のためキャッシュインフローが発生しないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。
- ②旧南麓事務所跡地については、事業外賃貸により減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。
- ③南部農機センター、本楯資材店舗については、事業利益による減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧本楯支店事務所	21千円（土地21千円）
旧広野支店事務所	174千円（土地174千円）
旧浜中支店事務所	21千円（建物5千円、土地16千円）
旧平田支店事務所	948千円（建物30千円、土地918千円）
もち加工部門	120千円（土地120千円）
（静岡・平田）	
南部農機センター	27,957千円（建物17,194千円、構築物950千円、機械装置56千円、器具備品307千円、土地9,450千円）
合計	29,241千円

(5) 回収可能価額の算定

回収可能価額の算定については、正味売却価額を採用し、固定資産税評価額に基づき算出しております。なお、南部農機センターにつきましては、使用価値を採用しており、適用した割引率は3.1%です。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧本楯支店事務所	14千円（土地14千円）
旧広野支店事務所	2,512千円（土地2,512千円）
旧浜中支店事務所	48千円（建物10千円、土地38千円）
旧平田支店事務所	187千円（建物5千円、土地182千円）
もち加工部門	100千円（土地100千円）
（静岡・平田）	
旧南麓事務所跡地	10,839千円（土地10,839千円）
南部農機センター	23,997千円（建物14,662千円、構築物744千円、機械装置48千円、器具備品168千円、土地8,375千円）
本楯資材店舗	7,583千円（建物1,054千円、ソフトウェア46千円、器具備品46千円、土地6,437千円）
合計	45,280千円

(5) 回収可能価額の算定

回収可能価額の算定については、正味売却価額を採用し、不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額を基礎として公示価格水準に割り戻しております。

3. 固定資産圧縮記帳の内訳

一般補助金圧縮損	14,338千円
豪雨災害にかかる保険差益等による圧縮損	43,630千円
合計	57,968千円

4. 豪雨災害にかかる共済金等収入の内訳

災害共済金収入	121,437千円
見舞金	18,217千円
合計	139,654千円

5. 豪雨災害にかかる災害損失の内訳

令和6年7月に発生した豪雨による災害損失であり、その内訳は次のとおりです。

大雨被害に対する支援金支給額	20,101千円
機械装置修繕費	44,990千円
合計	65,091千円

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債、政府保証債や社債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債・地方債・政府保証債・社債であり満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査に

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債、政府保証債や社債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債・地方債・政府保証債・社債であり満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査に

あたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が178,220千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず

(3)に記載しています。

あたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク定数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が5,518千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず

(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	75,371,361	75,331,004	△ 40,357
有価証券			
満期保有目的の債券	1,089,810	1,085,290	△ 4,520
その他有価証券	7,292,460	7,292,460	-
貸出金	28,315,526		
貸倒引当金（＊１）	△ 131,879		
貸倒引当金控除後	28,183,647	28,340,717	157,070
経済受託債権	6,453,729	6,453,729	-
経済事業未収金	2,142,719		
貸倒引当金（＊２）	△ 41,749		
貸倒引当金控除後	2,100,970	2,100,970	-
資産計	120,491,977	120,604,170	112,193
貯金	121,015,352	120,915,082	△ 100,270
経済受託債務	2,769,472	2,769,472	-
負債計	123,784,824	123,684,554	△ 100,270

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済受託債権・経済事業未収金

経済受託債権・経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	75,820,224	75,666,145	△ 154,079
有価証券			
満期保有目的の債券	1,090,294	985,540	△ 104,754
その他有価証券	6,112,640	6,112,640	-
貸出金	29,753,315		
貸倒引当金（＊１）	△ 50,835		
貸倒引当金控除後	29,702,480	29,747,890	45,410
経済受託債権	8,036,913	8,036,913	-
経済事業未収金	2,113,212		
貸倒引当金（＊２）	△ 28,643		
貸倒引当金控除後	2,084,569	2,084,569	-
資産計	122,847,120	122,633,697	△ 213,423
貯金	123,727,536	123,362,963	△ 364,573
経済受託債務	4,063,334	4,063,334	-
負債計	127,790,870	127,426,297	△ 364,573

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済受託債権・経済事業未収金

経済受託債権・経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金

については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、帳簿価格によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,231,383

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	75,371,361	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,100,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	-	100,000	-	-	7,300,000
貸出金(*1,2)	3,126,464	1,847,884	1,642,340	1,443,805	1,296,554	18,902,005
経済事業未収金(*3)	2,117,685	-	-	-	-	-
経済受託債権	6,453,729	-	-	-	-	-
合 計	87,069,239	1,847,884	1,742,340	1,443,805	1,296,554	27,302,005

(*1) 貸出金のうち、当座貸越926,328千円については「1年以内」に含めています。また、期限のないものは「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等56,474千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等25,034千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	111,129,758	4,129,257	4,275,850	596,457	851,492	32,538

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

〈有価証券に関する注記〉

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国 債	598,598	605,310	6,712
地 方 債	-	-	-
小 計	598,598	605,310	6,712
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国 債	292,561	283,140	△9,421
地 方 債	198,651	196,840	△1,811
小 計	491,212	479,980	△11,232
合 計	1,089,810	1,085,290	△4,520

については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、帳簿価格によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,723,973

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	75,820,224	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,100,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	100,000	-	-	-	6,600,000
貸出金(*1,2)	2,723,903	1,755,401	1,561,809	1,416,035	1,284,584	20,966,867
経済事業未収金(*3)	2,094,379	-	-	-	-	-
経済受託債権	8,036,913	-	-	-	-	-
合 計	88,675,419	1,855,401	1,561,809	1,416,035	1,284,584	28,666,867

(*1) 貸出金のうち、当座貸越740,872千円については「1年以内」に含めています。また、期限のないものは「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等44,716千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等18,833千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	111,500,747	3,784,705	4,807,034	699,921	2,910,041	25,088
経済受託債務	4,063,334	-	-	-	-	-
合 計	115,564,081	3,784,705	4,807,034	699,921	2,910,041	25,088

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

〈有価証券に関する注記〉

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国 債	891,573	811,500	△80,073
地 方 債	198,721	174,040	△24,681
小 計	1,090,294	985,540	△104,754
合 計	1,090,294	985,540	△104,754

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額
国 債	1,164,220	1,099,957	64,263
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
地 方 債	736,160	699,959	36,201
政府保証債	1,180,110	1,102,079	78,031
社 債	1,052,300	1,000,000	52,300
小 計	4,132,790	3,901,995	230,795
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
国 債	1,852,920	2,082,923	△230,003
地 方 債	-	-	-
政府保証債	562,180	598,802	△36,622
社 債	744,570	797,936	△53,366
小 計	3,159,670	3,479,661	△319,991
合 計	7,292,460	7,381,656	△89,196

なお、上記評価差額から繰延税金負債63,838千円を差し引いた額△153,034千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当期中において、減損処理を行った有価証券

当期中において、減損処理した有価証券はありません。

〈退職給付に関する注記〉

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度と全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職年金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,761,273千円
勤務費用	87,201千円
利息費用	5,880千円
数理計算上の差異の発生額	△1,018千円
退職給付の支払額	△230,047千円
期末における退職給付債務	1,623,289千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,383,613千円
期待運用収益	13,836千円
数理計算上の差異の発生額	△8,284千円
確定給付型年金制度への拠出金	34,627千円
特定退職共済制度への拠出金	32,880千円
退職給付の支払額	△149,951千円
期末における年金資産	1,306,720千円

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
地 方 債	100,130	100,000	130
政府保証債	1,109,780	1,101,865	7,915
社 債	100,490	100,000	490
小 計	1,310,400	1,301,865	8,535
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
国 債	2,122,070	2,485,991	△363,921
地 方 債	586,380	599,963	△13,583
政府保証債	515,780	598,893	△83,113
社 債	1,578,010	1,698,101	△120,091
小 計	4,802,240	5,382,948	△580,708
合 計	6,112,640	6,684,813	△572,173

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,422千円を差し引いた額△574,595千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	643,467	9,520	63,756

4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当期中において、減損処理を行った有価証券

当期中において、減損処理した有価証券はありません。

〈退職給付に関する注記〉

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度と全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職年金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,623,289千円
勤務費用	83,497千円
利息費用	10,074千円
数理計算上の差異の発生額	△63,933千円
退職給付の支払額	△125,270千円
期末における退職給付債務	1,527,657千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,306,720千円
期待運用収益	13,068千円
数理計算上の差異の発生額	△5,635千円
確定給付型年金制度への拠出金	31,969千円
特定退職共済制度への拠出金	29,310千円
退職給付の支払額	△80,420千円
期末における年金資産	1,295,012千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,623,289千円
確定給付型年金制度	△907,381千円
特定退職年金共済制度	△399,339千円
未認識数理計算上の差異	41,229千円
未積立退職給付債務	357,798千円
貸借対照表計上額純額	357,798千円
退職給付引当金	357,798千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	87,201千円
利息費用	5,880千円
期待運用収益	△13,836千円
数理計算上の差異の費用処理額	8,543千円
合 計	87,788千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職年金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	28%
	預金	4%
	証券投資信託等	5%
	合 計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～2.29%
長期期待運用収益率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,420千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、228,526千円となっています。

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,527,657千円
確定給付型年金制度	△898,700千円
特定退職年金共済制度	△396,312千円
未認識数理計算上の差異	97,965千円
貸借対照表計上額純額	330,610千円
退職給付引当金	330,610千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	83,497千円
利息費用	10,074千円
期待運用収益	△13,068千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,562千円
合 計	78,941千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職年金共済制度	債券	72%
	年金保険投資	25%
	証券投資信託等	3%
	合 計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.29～2.93%
長期期待運用収益率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,877千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、200,440千円となっています。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	98,967千円
その他有価証券の評価損	88,510千円
貸倒引当金超過額	23,552千円
賞与引当金	26,001千円
役員退職慰労引当金	14,618千円
減損損失（償却資産）	70,026千円
減損損失（非償却資産）	37,345千円
貸倒損失	11,826千円
カントリー会計収支差額	30,451千円
その他	26,913千円
繰延税金資産小計	428,209千円
評価性引当額	△247,634千円
繰延税金資産合計 (A)	180,575千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△63,838千円
全農合併交付金	△728千円
繰延税金負債合計 (B)	△64,566千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	116,009千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.13%
事業分当配当等の損金に算入される項目	△4.01%
住民税均等割等	1.91%
評価性引当額の増減	1.16%
中小企業等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	△3.63%
その他	△0.10%
税効果会計適用後の法人税の負担率	20.73%

〈賃貸等不動産に関する注記〉

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合は酒田市、遊佐町において保有する土地及び建物、構築物を賃貸の用に供しています。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	93,646千円
その他有価証券の評価損	164,805千円
未払事業税	2,271千円
貸倒引当金超過額	9,334千円
賞与引当金	25,584千円
役員退職慰労引当金	17,093千円
減損損失（償却資産）	71,139千円
減損損失（非償却資産）	39,323千円
貸倒損失	12,134千円
カントリー会計収支差額	15,797千円
災害復旧事業補助金 圧縮特別勘定計上	106,437千円
その他	25,700千円
繰延税金資産小計	583,263千円
評価性引当額	△317,359千円
繰延税金資産合計 (A)	265,904千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△2,422千円
全農合併交付金	△747千円
災害復旧事業補助金 未収金計上	△106,437千円
繰延税金負債合計 (B)	△109,606千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	156,298千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.84%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.85%
住民税均等割等	3.09%
評価性引当額の増減	△4.69%
中小企業等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	△2.09%
税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額	△1.08%
その他	△0.37%
税効果会計適用後の法人税の負担率	23.51%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,339千円増加し、その他有価証券評価差額金は61千円減少し、法人税等調整額は2,400千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は16,428千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合は酒田市、遊佐町において保有する土地及び建物、構築物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			時 価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,051,932	△53,013	1,998,919	1,390,872

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

〈収益認識に関する注記〉

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			時 価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,998,919	△27,993	1,970,926	1,362,535

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

〈収益認識に関する注記〉

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	469,455	366,944
うち当期剰余金	285,210	170,423
うち営農振興事業及び施設強化積立金取崩額	45,000	39,000
うち土地再評価差額金取崩額	6,988	17,871
うち前期繰越剰余金	132,257	139,650
2. 剰余金処分額	329,805	242,159
(1)利益準備金	77,000	60,000
(2)任意積立金	200,610	130,270
営農振興事業及び施設強化積立金 ※1	100,000	90,000
経営安定対策積立金 ※2	100,000	40,000
農業経営事業利益積立金 ※3	610	270
(3)事業分量配当金	52,195	-
(4)出資配当	-	51,889
3. 次期繰越剰余金	139,649	124,784

1. 普通出資に対する配当金の配当割合は、次のとおりです。
令和6年度 1.0%
2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
令和5年度 令和5年度産米の主食用米の集荷実績について1表（60kg）当り100円としています。なお、配当金額については税抜き金額となっております。
3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、取崩基準、積立目標額は下記表のとおりです。
4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額16,000千円が含まれております。
令和5年度 16,000千円
令和6年度 16,000千円

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期積立額	累計積立額 (当期分含む)
※1 営農振興事業 及び施設強化 積立金	営農振興事業及び支店・施設等の円滑な運営を図ることを目的とする。	1,100,000	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩す。 ①全体的な地域営農振興、担い手・農地所有適格法人へ10,000千円以上の強化費等の支出があったとき。また、管内広域での自然災害等で生産者の生産施設等に甚大な被害が発生し、助成措置が必要なとき。 ②自然災害や疫病等の不測の事態により農家収入が著しく減少し助成措置が必要なとき。 ③支店・施設の建設または多額の修繕費、解体費を支出したとき。	90,000	1,072,000
※2 経営安定 対策積立金	会計基準変更(資産除去債務・貸倒引当基準・減損会計等)への対応、資産償却及び有価証券の価格下落等、経営基盤に影響を与える将来的なリスクの発生に備えることを目的とする。	1,200,000	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩す。 ①会計基準変更により多額の損失が生じたとき。 ②債権等資産の償却及び固定資産の減損損失・処分により、多額の損失を生じたとき。 ③有価証券の運用により、多額の損失が生じたとき。 ④農林年金制度完了に伴う一括費用処理が生じたとき。	40,000	1,118,000
※3 農業経営 事業利益 積立金	農業経営規程第11条に基づき、農業経営事業の利益相当額を積み立てる。	-	当該事業に係る不測の事態により、多額の支出が発生する場合に、相当額を取り崩す。	270	1,212

5. 部門別損益計算書

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	8,102,119	848,290	711,204	5,499,602	925,048	117,975	
事業費用②	4,732,917	107,534	32,926	3,929,171	540,781	122,505	
事業総利益③ (①－②)	3,369,202	740,756	678,278	1,570,431	384,267	△ 4,530	
事業管理費④	3,209,686	654,796	484,702	1,394,447	411,458	264,283	
（うち減価償却費⑤）	(235,137)	(16,913)	(9,650)	(175,117)	(30,537)	(2,920)	
（うち人件費⑤'）	(2,175,711)	(421,103)	(395,961)	(888,813)	(237,883)	(231,951)	
うち共通管理費⑥		136,887	89,882	297,294	92,604	30,642	△ 647,309
（うち減価償却費⑦）		(9,914)	(6,509)	(21,534)	(6,707)	(2,220)	(△ 46,884)
（うち人件費⑦'）		(53,769)	(35,306)	(116,777)	(36,376)	(12,036)	(△ 254,264)
事業利益⑧ (③－④)	159,516	85,960	193,576	175,984	△ 27,191	△ 268,813	
事業外収益⑨	296,973	62,803	41,163	136,201	42,773	14,033	
うち共通分⑩		62,692	41,163	136,154	42,410	14,033	△ 296,452
事業外費用⑪	60,414	12,673	8,322	27,659	8,578	3,182	
うち共通分⑫		12,673	8,322	27,524	8,572	2,837	△ 59,928
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	396,075	136,090	226,417	284,526	7,004	△ 257,962	
特別利益⑭	7,538	1,593	1,047	3,462	1,079	357	
うち共通分⑮		1,593	1,047	3,462	1,079	357	△ 7,538
特別損失⑯	43,838	9,270	6,086	20,135	6,272	2,075	
うち共通分⑰		9,270	6,086	20,135	6,272	2,075	△ 43,838
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	359,775	128,413	221,378	267,853	1,811	△ 259,680	
営農指導事業分配賦額⑲		41,297	38,909	151,063	28,411	△ 259,680	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	359,775	87,116	182,469	116,790	△ 26,600		

(1) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準は次のとおりです。

①共通管理費等

(要員数割＋事業管理費割(除人件費)＋事業総利益割) ÷ 3 × 100

②営農指導事業

(均等割＋事業総利益割) ÷ 2 × 100

(2) 配賦割合は次のとおりです。

区 分	信 用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共 通 管 理 費 等	21.14%	13.89%	45.92%	14.31%	4.74%	100.00%
営 農 指 導 事 業 費	15.89%	14.97%	58.20%	10.94%		100.00%

(3) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	共通資産
事業別の総資産	140,438,915	112,904,779	44,328	12,538,730	467,921	8,434	14,474,723
総資産(共通資産配分後)	140,438,915	115,964,736	2,054,867	19,185,523	2,539,254	694,535	
（うち固定資産）	(8,676,407)	(1,163,001)	(753,961)	(5,561,311)	(947,263)	(250,871)	

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	8,194,366	937,204	720,903	5,597,931	823,769	114,559	
事業費用②	4,905,359	155,397	41,340	4,117,011	472,945	118,666	
事業総利益③ (①－②)	3,289,007	781,807	679,563	1,480,920	350,824	△ 4,107	
事業管理費④	3,165,762	674,099	491,509	1,359,393	386,323	254,438	
（うち減価償却費⑤）	(222,104)	(17,416)	(10,324)	(161,415)	(30,132)	(2,817)	
（うち人件費⑤'）	(2,125,039)	(421,054)	(397,835)	(860,030)	(224,813)	(221,307)	
うち共通管理費⑥		149,476	95,767	302,140	90,204	30,508	△ 668,095
（うち減価償却費⑦）		(10,951)	(7,017)	(22,140)	(6,609)	(2,236)	(△ 48,953)
（うち人件費⑦'）		(57,624)	(36,918)	(116,479)	(34,775)	(11,762)	(△ 257,558)
事業利益⑧ (③－④)	123,245	107,708	188,054	121,527	△ 35,499	△ 258,545	
事業外収益⑨	214,718	48,063	30,746	97,038	29,076	9,795	
うち共通分⑩		47,988	30,746	97,001	28,962	9,795	△ 214,492
事業外費用⑪	49,978	11,170	7,157	22,623	6,748	2,280	
うち共通分⑫		11,170	7,157	22,580	6,742	2,280	△ 49,929
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	287,985	144,601	211,643	195,942	△ 13,171	△ 251,030	
特別利益⑭	154,042	34,465	22,082	69,663	20,798	7,034	
うち共通分⑮		34,465	22,082	69,663	20,798	7,034	△ 154,042
特別損失⑯	219,227	49,048	31,425	99,144	29,600	10,010	
うち共通分⑰		49,048	31,425	99,144	29,600	10,010	△ 219,227
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	222,800	130,018	202,300	166,461	△ 21,973	△ 254,006	
営農指導事業分配賦額⑲		42,583	38,675	145,509	27,239	△ 254,006	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	222,800	87,435	163,625	20,952	△ 49,212		

(1) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準は次のとおりです。

①共通管理費等

(要員数割＋事業管理費割(除人件費)＋事業総利益割) ÷ 3 × 100

②営農指導事業

(均等割＋事業総利益割) ÷ 2 × 100

(2) 配賦割合は次のとおりです。

区 分	信 用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共 通 管 理 費 等	22.38%	14.34%	45.21%	13.51%	4.56%	100.00%
営 農 指 導 事 業 費	16.75%	15.23%	57.30%	10.72%		100.00%

(3) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	共通資産
事業別の総資産	144,355,907	113,593,444	51,794	13,969,594	416,961	7,853	16,316,261
総資産(共通資産配分後)	144,355,907	117,245,023	2,391,546	21,346,175	2,621,288	751,875	
（うち固定資産）	(8,424,228)	(1,213,181)	(770,077)	(5,318,913)	(882,354)	(239,703)	

Ⅱ 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	9,526	7,984	8,117	8,102	8,194
信用事業収益	895	921	871	848	937
共済事業収益	852	794	758	711	721
農業関連事業収益	6,675	5,393	5,509	5,500	5,598
その他事業収益	1,104	876	979	1,043	938
経常利益	444	389	397	396	288
当期剰余金	314	210	188	285	170
出資金 （出資口数）	5,376 (1,791,853)	5,325 (1,775,130)	5,298 (1,765,942)	5,264 (1,754,636)	5,227 (1,742,366)
純資産額	11,938	11,883	11,730	11,742	11,391
総資産額	135,110	136,983	137,832	140,439	144,356
貯金等残高	115,028	117,554	119,329	121,015	123,728
貸出金残高	23,328	25,856	27,213	28,316	29,753
有価証券残高	8,014	8,148	8,128	8,382	7,203
剰余金配当金額	80	37	32	52	52
出資配当額	80	37	32	-	52
事業利用分量配当額	-	-	-	52	-
職員数	537人	538人	520人	510人	492人
単体自己資本比率	14.04%	14.19%	14.21%	14.78%	14.16%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	762	776	14
役務取引等収支	38	38	0
その他信用事業収支	△ 59	△ 32	27
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	800 (0.72)	759 (0.67)	△ 41 (△ 0.05)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,370 (2.42)	3,171 (2.23)	△ 199 (△ 0.19)
事業純益	160	5	△ 155
実質事業純益	161	5	△ 156
コア事業純益	161	60	△ 101
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	161	60	△ 101

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	110,781	773	0.70	113,032	852	0.75
うち預金	74,473	353	0.47	76,216	453	0.59
うち有価証券	8,217	87	1.06	8,491	91	1.07
うち貸出金	28,091	333	1.19	28,325	308	1.09
資金調達勘定	121,086	9	0.01	123,935	74	0.06
うち貯金・定期積金	120,938	8	0.01	123,811	74	0.06
うち借入金	148	1	0.34	124	0	0.27
総資金利ざや			0.26			0.27

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△ 22	79
うち預金	△ 28	100
うち有価証券	5	4
うち貸出金	1	△ 25
支払利息	△ 1	65
うち貯金・定期積金	△ 1	65
うち借入金	0	0
差引	△ 21	14

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

信用事業

1. 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
流動性貯金	66,529	(55.0)	70,509	(56.9)	3,980
定期性貯金	54,347	(44.9)	53,237	(43.0)	△ 1,110
その他の貯金	62	(0.1)	65	(0.1)	3
計	120,938	(100.0)	123,811	(100.0)	2,873
譲渡性貯金	-	(-)	-	(-)	-
合 計	120,938	(100.0)	123,811	(100.0)	2,873

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
定期貯金	53,153	(100.00)	51,980	(100.00)	△ 1,173
うち固定自由金利定期	53,150	(99.99)	51,977	(99.99)	△ 1,173
うち変動自由金利定期	3	(0.01)	3	(0.01)	0

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日まで利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

2. 貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
手形貸付	33	(0.1)	31	(0.1)	△ 2
証書貸付	27,079	(96.4)	27,370	(96.6)	291
当座貸越	979	(3.5)	924	(3.3)	△ 55
合 計	28,091	(100.0)	28,325	(100.0)	234

(注) () 内は構成比です。

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
固定金利貸出	11,608	(41.0)	10,415	(35.0)	△ 1,193
変動金利貸出	16,706	(59.0)	19,338	(65.0)	2,632
合 計	28,314	(100.0)	29,753	(100.0)	1,439

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	127	83	△ 44
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	514	447	△ 67
その他担保別	5	0	△ 5
小 計	646	530	△ 116
農業信用基金協会保証	11,613	11,910	297
その他保証	11,227	11,754	527
小 計	22,840	23,664	824
信 用	4,829	5,559	730
合 計	28,315	29,753	1,438

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
設備資金	22,795	(80.51)	24,886	(83.64)	2,091
運転資金	5,517	(19.49)	4,867	(16.36)	△ 650
合 計	28,312	(100.00)	29,753	(100.00)	1,441

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
農業	966	(3.4)	884	(3.0)	△ 82
漁業	2	(0.0)	4	(0.0)	2
建設・不動産業	6	(0.0)	2	(0.0)	△ 4
電気・ガス・熱供給水道業	1,504	(5.3)	1,384	(4.7)	△ 120
卸売・小売・サービス業	232	(0.8)	198	(0.7)	△ 34
地方公共団体	2,044	(7.2)	1,725	(5.8)	△ 319
その他	898	(3.2)	2,000	(6.7)	1,102
個人 計	22,663	(80.0)	23,556	(79.2)	893
合 計	28,315	(100.0)	29,753	(100.0)	1,438

(注) () 内は構成比です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

i) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
農業	3,404	3,134	△ 270
穀作	2,067	1,869	△ 198
野菜・園芸	180	187	7
果樹・樹園農業	18	15	△ 3
養豚・肉牛・酪農	124	122	△ 2
その他農業	1,015	941	△ 74
農業関連団体等	-	-	-
合 計	3,404	3,134	△ 270

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

ii) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
プロパー資金	2,986	2,777	△ 209
農業制度資金	418	357	△ 61
農業近代化資金	153	166	13
その他制度資金	265	191	△ 74
合 計	3,404	3,134	△ 270

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸出金】

該当する取引はありません。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（単位：百万円）

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額		
			担保・保証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	47	14	33	47
	令和6年度	61	29	32	61
危険債権	令和5年度	133	112	21	133
	令和6年度	67	49	18	67
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-
小 計	令和5年度	180	126	54	180
	令和6年度	128	78	50	128
正常債権	令和5年度	28,174			
	令和6年度	29,661			
合 計	令和5年度	28,354			
	令和6年度	29,789			

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度				令和6年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	104	104	104	104	104	17	104	17
個別貸倒引当金	62	72	62	72	72	65	72	65
合 計	166	176	166	176	176	82	176	82

⑪貸出金償却の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

3. 内国為替取扱実績

(単位：件,百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	65,928	184,772	68,401	186,838
	金 額	32,972	56,382	34,318	58,719
代金取立為替	件 数	-	-	-	1
	金 額	-	-	-	5
雑 為 替	件 数	2,802	1,240	2,984	1,324
	金 額	3,318	97	3,442	132
合 計	件 数	68,730	186,012	71,385	188,163
	金 額	36,290	56,479	37,760	58,856

4. 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	3,656	4,072	416
地 方 債	1,002	899	△ 103
政 府 保 証 債	1,701	1,701	0
金 融 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	1,863	1,798	△ 65
株 式	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-
合 計	8,222	8,470	248

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
令和5年度	国 債	-	-	-	-	700	3,374	-	4,074
	地 方 債	-	-	-	-	-	899	-	899
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	1,102	599	-	1,701
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	100	-	-	-	1,698	-	1,798
	株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	国 債	-	-	-	-	1,002	2,376	-	3,378
	地 方 債	-	-	-	-	300	599	-	899
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	1,102	599	-	1,701
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	100	-	-	800	898	-	1,798
	株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	599	605	6	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	599	605	6	-	-	-
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	292	283	△ 9	892	812	△ 80
	地方債	199	197	△ 2	199	174	△ 25
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	491	480	△ 11	1,091	986	△ 105
合 計		1,090	1,085	△ 5	1,091	986	△ 105

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	4,133	3,902	231	1,310	1,302	8
	国債	1,164	1,100	64	-	-	-
	地方債	736	700	36	100	100	0
	政府保証債	1,180	1,102	78	1,110	1,102	8
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,053	1,000	53	100	100	0
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	4,133	3,902	231	1,310	1,302	8
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	3,160	3,480	△ 320	4,802	5,383	△ 581
	国債	1,853	2,083	△ 230	2,122	2,486	△ 364
	地方債	-	-	-	586	600	△ 14
	政府保証債	562	599	△ 37	516	599	△ 83
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	745	798	△ 53	1,578	1,698	△ 120
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	3,160	3,480	△ 320	4,802	5,383	△ 581
合 計		7,293	7,382	△ 89	6,112	6,685	△ 573

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

①長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終身共済	17,349	99,091,022	17,099	93,162,159
	定期生命共済	564	4,577,700	651	5,599,110
	養老生命共済	5,898	34,665,110	5,218	29,760,780
	うちこども共済	2,369	9,453,116	2,296	8,689,716
	医療共済	12,649	3,355,400	12,410	2,738,600
	がん共済	2,677	209,000	2,662	205,000
	定期医療共済	180	331,900	166	299,200
	介護共済	1,666	2,351,050	1,756	2,609,535
	認知症共済	148		146	
	生活障害共済	470		501	
	特定重度疾病共済	574		660	
	年金共済	7,884	-	7,697	-
	建物更生共済	15,748	196,585,666	15,835	196,219,475
合 計		65,807	341,166,848	64,801	330,593,859

(注) 種類欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)、死亡保障を伴わない場合は斜線)を記載しています。

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医療共済		12,649	39,909	12,410	32,344
			935,988		1,110,443
がん共済		2,677	15,549	2,662	15,417
定期医療共済		180	873	166	803
合 計		15,506	56,331 935,988	15,238	48,564 1,110,443

(注1) 種類欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を記載しています。

③介護系その他の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済		1,666	4,095,796	1,756	4,332,627
認知症共済		148	285,000	146	269,200
生活障害共済(一時金型)		281	1,580,100	299	1,578,500
生活障害共済(定期年金型)		189	215,800	202	228,300
特定重度疾病共済		574	1,163,500	660	1,286,300

(注) 種類欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前		4,819	2,426,283	4,652	2,306,053
年金開始後		3,065	1,292,717	3,045	1,301,587
合 計		7,884	3,719,000	7,697	3,607,640

(注) 金額欄は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	3,511	27,903,410	33,277	3,381	26,986,310	32,230
自動車共済	18,388		770,133	18,240		768,989
傷害共済	14,146	52,687,700	46,908	12,664	46,268,000	44,914
定額定期生命共済	3	10,000	104	3	10,000	104
賠償責任共済	786		2,270	755		2,399
自賠責共済	4,857		82,307	4,873		82,950
合 計	41,691		934,999	39,916		931,586

(注) 種類欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

農業・生活その他事業

①購買事業の取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
生産資材(肥料・飼料・農薬等)	3,240,101	426,280	3,087,020	414,295
農業機械(新品農機・中古農機・農機部品)	1,024,379	169,563	1,059,765	174,600
生活物資(食料品・葬祭用品等)	529,673	125,156	453,924	105,159
合 計	4,794,153	720,999	4,600,709	694,054

(注) 実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

②販売事業の取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米穀(米・大豆・その他米穀)	10,147,541	414,083	11,176,351	350,899
園芸(野菜・果実・花卉等)	1,406,282	42,341	1,440,834	55,792
畜産(生乳・肉牛・肉豚等)	1,673,279	20,581	1,813,236	22,504
合 計	13,227,102	477,005	14,430,421	429,195

(注) 実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

③保管事業

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	115,669	111,421
	荷 役 料	28,141	30,015
	検 査 手 数 料	37,220	40,044
	そ の 他 の 収 益	32,686	29,602
	計	213,716	211,082
費 用	保 管 材 料 費	2,360	2,694
	保 管 労 務 費	50,825	44,458
	そ の 他 の 費 用	7,792	18,282
	計	60,977	65,434
差 引		152,739	145,648

④加工事業

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収益	精 米 セ ン タ ー	598,360	690,216
	計	598,360	690,216
費用	精 米 セ ン タ ー	513,615	595,913
	計	513,615	595,913
差 引		84,745	94,303

⑤利用事業

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収益	大 豆 セ ン タ ー	32,678	24,786
	葬 祭 具 利 用	310,840	279,572
	コ イ ン 精 米	12,736	12,928
	共 同 管 理 施 設 利 用	25,738	28,848
	園 芸 作 業 受 託	8,509	5,899
	そ の 他 利 用	641	527
	計	391,142	352,560
費用	大 豆 セ ン タ ー	26,154	21,807
	葬 祭 具 利 用	143,992	132,441
	コ イ ン 精 米	1,541	1,666
	共 同 管 理 施 設 利 用	-	-
	園 芸 作 業 受 託	12,406	4,846
	そ の 他 利 用	275	289
	計	184,368	161,049
差 引		206,774	191,511

⑥農用地利用調整事業

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
農用地利用調整事業収益	110,203	93,368
農用地利用調整事業費用	100,398	82,814
差 引	9,805	10,554

(注) 実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

⑦農業経営事業

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
農 業 経 営 事 業 収 益	2,410	3,521
農 業 経 営 事 業 費 用	1,800	3,251
差 引	610	270

⑧福祉介護保険事業

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収 益	福 祉 社	9,208	10,542
	介 護 保 険	227,372	228,849
	計	236,580	239,391
費 用	福 祉 社	6,403	9,311
	介 護 保 険	46,651	44,325
	計	53,054	53,636
差 引		183,526	185,755

(注) 実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

⑨その他経済事業

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収 益	直 産 直 販 売	5,340	5,318
	山 居 館 販 売	12,380	12,822
	特 産 物 販 売	13,145	13,221
	も ち 販 売	66,755	83,963
	計	97,620	115,324
費 用	直 産 直 販 売	364	78
	山 居 館 販 売	5,285	4,790
	特 産 物 販 売	6,077	7,298
	も ち 販 売	64,135	80,794
	計	75,861	92,960
差 引		21,759	22,364

⑩指導事業

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収 入	賦 課 金	104,801	104,235
	指 導 事 業 補 助 金	3,688	4,277
	実 費 収 入	9,486	6,047
	計	117,975	114,559
支 出	営 農 改 善 費	122,505	118,666
	生 活 文 化 費	4,391	3,912
	教 育 情 報 費	14,955	25,627
	計	141,851	148,205
差 引		△ 23,876	△ 33,646

⑪その他事業

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収 益	ラ イ ス セ ン タ ー 会 計	15,946	15,446
	種 子 セ ン タ ー 会 計	35,223	32,176
	堆 肥 セ ン タ ー 会 計	640	602
	カントリーエレベーター会計	590,695	601,428
	計	642,504	649,652
費 用	ラ イ ス セ ン タ ー 会 計	15,946	15,446
	種 子 セ ン タ ー 会 計	35,223	32,176
	堆 肥 セ ン タ ー 会 計	500	502
	カントリーエレベーター会計	590,695	601,428
	計	642,364	649,552
差 引		140	100

(注) 実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.28	0.20	△ 0.08
資本経常利益率	3.40	2.42	△ 0.98
総資産当期純利益率	0.20	0.12	△ 0.08
資本当期純利益率	2.45	1.43	△ 1.02

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(除く債務保証見返)平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 税引後当期剰余金 / 総資産(除く債務保証見返)平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 税引後当期剰余金 / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期 末	23.4	24.0	0.6
	期中平均	23.2	22.9	△ 0.3
貯証率	期 末	6.9	5.8	△ 1.1
	期中平均	6.8	6.9	0.1

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. その他経営指標

(単位：百万円)

項	目	令和5年度	令和6年度	増 減
信用事業	一職員当たり貯金残高	237	251	14
	一店舗当たり貯金残高	13,446	13,748	302
	一職員当たり貸出金残高	56	60	4
	一店舗当たり貸出金残高	3,146	3,306	160
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	669	672	3
	一店舗当たり長期共済保有高	37,907	36,733	△ 1,174
経済事業	一職員当たり購買品取扱高	9	9	0
	一店舗当たり購買品取扱高	320	329	9
	一職員当たり販売品取扱高	26	29	3

- (注) 1. 職員数については令和5年度510人、令和6年度492人とし、各年度末の残高を除いて算出しています。
 2. 店舗数につきまして、信用・共済事業については金融店舗(本所を含む)9店舗、経済事業については、生産資材店舗・農機センター・生活特産課および葬祭センターの令和5年度15店舗(拠点施設含む)、令和6年度14店舗(拠点施設含む・生活特産課除く)で各年度末の残高を除いて算出しています。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項	目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		10,330,912	10,436,503
うち、出資金及び資本準備金の額		5,263,908	5,227,098
うち、再評価積立金の額		-	-
うち、利益剰余金の額		5,163,332	5,299,431
うち、外部流出予定額(△)		52,195	51,890
うち、処分未済持分の額(△)		△ 44,133	△ 38,136
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		104,274	17,320
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		104,274	17,320
うち、適格引当金コア資本算入額		-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)		10,435,186	10,453,823
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		19,386	12,107
うち、のれんに係るものの額		-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		19,386	12,107
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		-	-
適格引当金不足額		-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-	-
前払年金費用の額		-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)		19,386	12,107
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		10,415,800	10,441,716
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		64,255,795	72,340,558
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)			-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		-	
うち、上記以外に該当するものの額		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			-
勘定間の振替分			-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		6,188,979	1,386,982
信用リスク・アセット調整額		-	
フロア調整額			-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	
リスク・アセット等の額の合計額(二)		70,444,774	73,727,540
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))		14.78%	14.16%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所有自己資本額 b=a×4%
現金	754,634	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,079,443	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,980,593	-	-
地方公共団体金融機構向け	900,115	90,012	3,600
我が国の政府関係機関向け	2,407,023	70,146	2,806
地方三公社向け	197,962	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	75,375,002	15,075,000	603,000
法人等向け	2,238,002	2,147,627	85,905
中小企業等向け及び個人向け	12,633,757	9,341,473	373,659
抵当権付住宅ローン	61,133	14,120	565
不動産取得等事業向け	137,652	127,290	5,092
三月以上延滞等	79,685	35,281	1,411
取立未済手形	32,147	6,429	257
信用保証協会等保証付	11,623,737	1,145,761	45,830
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	1,605,739	1,605,739	64,230
(うち出資等のエクスポージャー)	1,605,739	1,605,739	64,230
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	23,312,074	34,596,917	1,383,877
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,523,645	18,809,112	752,364
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	15,788,429	15,787,805	631,512
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	138,418,696	64,255,795	2,570,232
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	138,418,696	64,255,795	2,570,232
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額	所要自己資本額	
	a	b = a×4%	
所要自己資本額計	6,188,979	247,559	
	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b = a×4%	
	70,444,774	2,817,791	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によるなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所有自己資本額 b=a×4%
現金	657,900	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,380,790	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,657,196	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	900,115	90,012	3,600
我が国の政府関係機関向け	2,406,832	70,145	2,806
地方三公社向け	198,127	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	75,845,243	15,169,049	606,762
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	-	-	-
カバードボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	56,225	56,225	2,249
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	4,040,208	3,243,758	129,750
（うちトランザクター向け）	3,340	1,503	60
不動産関連向け	12,499,453	9,278,018	371,121
（うち自己居住用不動産等向け）	10,678,110	7,961,828	318,473
（うち賃貸用不動産向け）	132,443	137,380	5,495
（うち事業用不動産関連向け）	1,688,900	1,178,810	47,152
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	54,446	8,754	350
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	30,640	10,656	426
取立未済手形	13,927	2,785	111
信用保証協会等による保証付	11,921,457	1,173,526	46,941
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
株式等	1,606,329	1,606,329	64,253
上記以外	26,454,207	41,631,301	1,665,252
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,118,062	25,295,156	1,011,806
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係 るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係 るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	16,336,145	16,336,145	653,446
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
（うちリスクスルー方式）	-	-	-
（うちマナード方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	142,723,095	72,340,558	2,893,622
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	142,723,095	72,340,558	2,893,622
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a×4%
	1,386,982		55,479
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a×4%
	73,727,540		2,949,102

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの
免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,386,982
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	55,479
BI	924,655
BIC	110,959

3. 信用リスクに関する事項

○標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ'ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に次のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	う ち 貸出金等	うち 債権	三月以上 延滞エ クスポー ジャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	う ち 貸出金等	うち 債権	延滞エ クスポー ジャー
法人	農 業	967	967	-	32	885	885	-	32
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	2	2	-	-	4	4	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	6	6	-	-	2	2	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,504	1,504	-	-	1,384	1,384	-	-
	運輸・通信業	2,405	-	2,405	-	2,405	-	2,405	-
	金融・保険業	76,577	898	1,100	-	76,486	2,000	1,100	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	1,061	233	-	-	2,673	199	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	7,028	2,047	4,981	-	6,008	1,725	4,283	-
	上記以外	121	-	-	1	118	-	-	-
	計	89,671	5,657	8,486	33	89,965	6,199	7,788	32
	個 人	24,734	22,679	-	47	26,041	23,580	-	53
	そ の 他	24,014	-	-	-	26,717	-	-	-
業種別残高計		138,419	28,336	8,486	80	142,723	29,779	7,788	85
残存期間別	1年以下	76,471	1,096	-		76,673	827	-	
	1年超3年以下	1,132	1,032	100		979	879	100	
	3年超5年以下	1,228	1,228	-		1,142	1,142	-	
	5年超7年以下	1,037	1,037	-		1,149	1,149	-	
	7年超10年以下	3,607	1,800	1,807		4,962	1,753	3,209	
	10年超	28,457	21,878	6,579		28,247	23,768	4,479	
	期間の定めのないもの	26,487	265	-		29,571	261	-	
残存期間別残高計		138,419	28,336	8,486		142,723	29,779	7,788	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」取引については当ＪＡにおいて行っておりませんので、記載を省略しています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ ３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
7. 当ＪＡでは国内に限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

○貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	104	104	-	104	104	104	17	-	104	17
個別貸倒引当金	62	72	-	62	72	72	65	-	72	65

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別引当金					貸出金 償 却	個別引当金					貸出金 償 却
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
法人	農 業	29	29	-	29	29	-	29	29	-	29	29	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食 サービス業	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	27	43	-	27	43	-	43	36	-	43	36	-
合 計		62	72	-	62	72	-	72	65	-	72	65	-

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

○信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目*	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	658	-	658	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,381	-	3,381	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,657	-	2,657	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	900	-	900	-	90	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	2,407	-	2,407	-	70	3
地方三公社向け	20	198	-	198	-	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	75,845	-	75,845	-	15,169	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバードボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	56	-	56	-	56	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	4,033	70	3,929	7	3,244	82
（うちトランザクター向け）	45	-	33	-	3	2	67
不動産関連向け	20～150	12,499	-	12,379	-	9,278	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,678	-	10,630	-	7,962	75
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	132	-	132	-	137	104
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,689	-	1,617	-	1,179	73
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	10	-	10	-	9	90
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11	-	11	-	11	100
取立未済手形	20	14	-	14	-	3	21
信用保証協会等による保証付	0～10	11,921	-	11,735	-	1,174	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	1,606	-	1,606	-	1,606	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	26,454	-	26,454	-	41,631	157
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会 の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,118	-	10,118	-	25,295	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	16,336	-	16,336	-	16,336	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	142,650	70	142,240	7	72,341	51

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

○ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和6年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,381	-	-	-	-	-	3,381						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	2,657	-	-	-	-	-	-	2,657					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	900	-	-	-	-	-	900					
我が国の政府関係機関向け	1,705	702	-	-	-	-	-	2,407					
地方三公社向け	198	-	-	-	-	-	-	198					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	75,845	-	-	-	-	-	-	0	75,845				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	56	-	-	-	56			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-							
株式等	-	-	1,606	-	-	1,606							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	2,442	1,134	357	3,936								
（うちトランザクター向け）	3	-	-	-	3								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	10,603	0	10,630
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2	-	-	130	-	-	132	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	1,384	233	-	-	-	-	1,617						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	6	0	4	0	10								
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	11	-	-	11								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	658	-	-	-	-	658							
取立未済手形	-	-	14	-	-	14							
信用保証協会等による保証付	-	11,730	0	0	5	11,735							
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

○信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスクウェイト0%	-	7,815	7,815
	リスクウェイト2%	-	-	-
	リスクウェイト4%	-	-	-
	リスクウェイト10%	-	13,059	13,059
	リスクウェイト20%	72,407	3,000	75,407
	リスクウェイト35%	-	61	61
	リスクウェイト50%	-	40	40
	リスクウェイト75%	-	12,455	12,455
	リスクウェイト100%	2,148	17,538	19,686
	リスクウェイト150%	-	22	22
	リスクウェイト250%	-	7,524	7,524
	その他	-	-	-
	リスクウェイト1250%	-	-	-
計		74,555	61,514	136,069

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

○資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	98,138	-	-	97,849
40%～70%	1,392	33	10%	1,396
75%	13,087	31	10%	13,045
80%	-	-	-	-
85%	307	-	-	302
90%～100%	1,506	0	12%	1,435
105%～130%	131	-	-	130
150%	4	-	-	4
250%	1,606	-	-	1,606
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	27	6	10%	27
合 計	116,198	70	10%	115,794

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

○ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定、その他これらに類する事由に係らず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

○ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,706
地方三公社向け	-	198
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	13	-
中小企業等向けおよび個人向け	20	-
抵当権付住宅ローン	-	-
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合 計	33	1,904

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,705
地方三公社向け	-	198
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	28	-
自己居住用不動産等向け	-	-
賃貸用不動産向け	-	-
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合 計	28	1,903

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

- CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、派生商品取引が対象となります。

- CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

- リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当J Aのオペレーショナル・リスク管理につきましては、P18に記載しております。

- B I の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

- I L M の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

○ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他の有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡ事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等、適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層へ報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営状況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他の有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他の有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

○ 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	15,524	15,524	15,837	15,837
合 計	15,524	15,524	15,837	15,837

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

○ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	10	64	643

○ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
231	320	9	581

○ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

○ 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方法及び手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。

- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

○ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	544	75	35	37
2	下方パラレルシフト	-	-	6	8
3	スティープ化	865	467		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	198	318		
7	最大値	865	467	35	37
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	10,416		10,442	

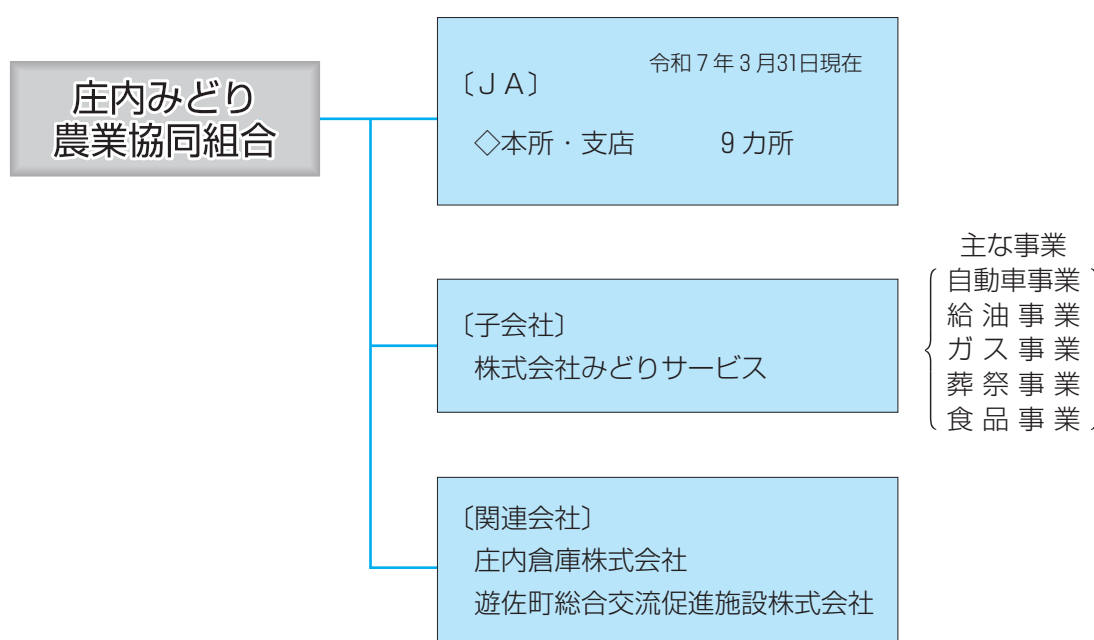
- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

庄内みどり農業協同組合のグループは、当組合、子会社1社、関連法人等2社で構成されています。このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。また、金融業務を営む関連法人等はありません。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



JA経済事業・(株)みどりサービス合同展示会



マルノー山形 まるのんフェア

(2) 子会社等の状況

(単位：百万円, %)

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は 出 資 金	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 みどりサービス	山形県酒田市	車両販売・整備、石油・ ガス供給、葬祭事業、 食品加工・販売	H 18.6.27	98	100.00	-
庄内倉庫株式会社	山形県酒田市	所有施設の管理及び 賃貸業務、農産物の販売	S 2.6.4	33	22.57	-
遊佐町総合交流 促進施設株式会社	山形県遊佐町	温泉宿泊施設、多目的 施設利用促進事業	H 8.6.6	20	40.00	-

(3) 連結事業概況（令和6年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度の当J Aの連結決算は、子会社1社を連結し、関連法人等2社に対して持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益398百万円、連結当期剰余金242百万円、連結純資産12,866百万円、連結総資産145,534百万円で、連結自己資本比率は15.91%となりました。

② 連結子会社の事業概況

株式会社みどりサービス

長期化するロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢など地政学リスクの高まりは、サプライチェーンの混乱や価格の高騰を引き起こし、事業経営に多大な影響を受けております。

自動車部門では、米価高騰の影響もあり、高額車の販売が供給高に影響しました。新車についても生産体制は認証不正の影響が残るメーカーもあり、限られた車種での販売となりました。

燃料部門では、政府の燃料油価格激変緩和対策補助率が縮小され、市況価格の大幅値上げとなりましたが、イベントやキャンペーンに取組み、取扱い金額は計画を上回る結果となりました。

ガス部門では、国際情勢は不安定なものの、供給価格は高止まりながら安定して推移しました。コインランドリー事業は5年目となりましたが、計画を上回る結果となりました。

葬祭部門では、葬儀形態の多様化でホールを利用しない葬儀件数が、予想以上に多く見受けられ、計画を下回る結果となりました。

食品部門では、受託調味料の取引減少が大きく響き、計画を下回る結果となりました。

以上の結果、当年度は売上高3,987百万円、営業利益90百万円、経常利益106百万円、当期純利益68百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円，％)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益 (事業収益)	12,898	11,596	11,792	11,897	11,955
信用事業収益	889	915	866	844	933
共済事業収益	851	794	758	710	720
農業関連事業収益	6,664	5,153	5,277	5,516	5,490
その他事業収益	4,494	4,734	4,891	4,827	4,812
連結経常利益	556	445	503	560	398
連結当期剰余金	386	246	246	409	242
連結純資産額	13,015	13,047	12,968	13,105	12,866
連結総資産額	136,256	138,202	139,055	141,739	145,534
連結自己資本比率	15.00	15.23	15.34	16.06	15.91

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	112,880,079	113,537,841
(1) 現金及び預金	76,226,546	76,534,084
(2) 有価証券	8,382,270	7,202,934
(3) 貸出金	28,280,526	29,725,315
(4) その他の信用事業資産	122,616	126,343
(5) 貸倒引当金	△ 131,879	△ 50,835
2 共済事業資産	800	10,823
(1) その他の共済事業資産	800	10,823
3 経済事業資産	10,811,001	12,342,382
(1) 受取手形及び経済事業未収金	2,538,415	2,452,902
(2) 棚卸資産	1,192,053	1,242,389
(3) その他の経済事業資産	7,124,099	8,677,609
(4) 貸倒引当金	△ 43,566	△ 30,518
4 雑資産	448,134	796,010
5 固定資産	9,152,095	8,877,299
(1) 有形固定資産	9,112,455	8,844,457
建物	10,604,775	10,716,305
機械装置	7,753,353	7,855,854
土地	4,385,508	4,357,011
その他の有形固定資産	3,100,330	3,136,552
減価償却累計額	△ 16,731,511	△ 17,221,265
(2) 無形固定資産	39,640	32,842
6 外部出資	8,328,475	9,826,500
(1) 外部出資	8,328,475	9,826,500
7 繰延税金資産	118,907	143,043
資産の部合計	141,739,491	145,533,898

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	121,319,556	123,861,825
(1) 貯金	120,509,297	123,063,716
(2) 借入金	129,310	120,355
(3) その他の信用事業負債	680,949	677,754
2 共済事業負債	799,811	793,552
(1) 共済資金	515,000	512,432
(2) その他の共済事業負債	284,811	281,120
3 経済事業負債	4,956,342	6,089,692
(1) 支払手形及び経済事業未払金	1,093,842	1,049,132
(2) その他の経済事業負債	3,862,500	5,040,560
4 雑負債	358,095	788,275
5 諸引当金	563,152	486,683
(1) 賞与引当金	122,016	120,510
(2) 退職給付に係る負債	383,014	298,873
(3) その他引当金	58,122	67,300
6 再評価に係る繰延税金負債	638,029	647,556
負 債 の 部 合 計	128,634,985	132,667,583
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	11,715,565	11,892,371
(1) 出資金	5,263,908	5,227,098
(2) 利益剰余金	6,495,805	6,703,424
(3) 処分未済持分	△ 44,133	△ 38,136
(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 15	△ 15
2 評価・換算差額等	1,388,941	973,944
(1) その他有価証券評価差額金	△ 153,034	△ 574,595
(2) 土地再評価差額金	1,512,149	1,477,671
(3) 退職給付に係る調整累計額	29,826	70,868
純 資 産 の 部 合 計	13,104,506	12,866,315
負債及び純資産の部合計	141,739,491	145,533,898

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1 事業総利益	4,268,312	4,191,655
(1) 信用事業収益	844,250	933,350
資金運用収益	772,256	851,816
(うち預金利息)	(346,830)	(453,464)
(うち有価証券利息)	(86,948)	(90,988)
(うち貸出金利息)	(332,669)	(307,332)
(うちその他受入利息)	(5,809)	(32)
役務取引等収益	44,980	46,439
その他事業直接収益	-	9,520
その他経常収益	27,014	25,575
(2) 信用事業費用	107,525	154,895
資金調達費用	10,626	76,119
(うち貯金利息)	(7,209)	(72,473)
(うち給付補填備金繰入)	(684)	(653)
(うち借入金利息)	(501)	(331)
(うちその他支払利息)	(2,232)	(2,662)
役務取引等費用	10,452	11,522
その他事業直接費用	-	63,756
その他経常費用	86,447	3,498
(うち貸倒引当金繰入額)	(510)	(-)
信用事業総利益	736,725	778,455
(3) 共済事業収益	710,363	720,348
共済付加収入	677,688	668,777
その他の収益	32,675	51,571
(4) 共済事業費用	29,103	37,342
共済推進費及び共済保全費	20,524	27,299
その他の費用	8,579	10,043
共済事業総利益	681,260	683,006
(5) 購買事業収益	7,874,516	8,032,037
購買品供給高	7,285,542	7,460,966
購買手数料	51,668	32,516
その他の収益	537,306	538,555
(6) 購買事業費用	6,298,600	6,467,202
購買品供給原価	6,071,914	6,252,426
購買供給費	190,266	189,871
その他の費用	36,420	24,905
購買事業総利益	1,575,916	1,564,835
(7) 販売事業収益	658,364	562,660
販売手数料	485,142	437,458
その他の収益	173,222	125,202
(8) 販売事業費用	45,311	34,456
販売費	8,056	5,179
その他の費用	37,255	29,277
販売事業総利益	613,053	528,204
(9) その他事業収益	1,809,094	1,706,842
(10) その他事業費用	1,147,736	1,069,687
その他事業総利益	661,358	637,155
2 事業管理費	3,919,789	3,889,192
(1) 人件費	2,763,101	2,711,043
(2) その他事業管理費	1,156,688	1,178,149
事業利益	348,523	302,463

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
3 事業外収益	285,847	159,020
(1) 受取雑利息	618	626
(2) 受取出資配当金	133,196	61,804
(3) 持分法による投資益	48,375	5,736
(4) その他の事業外収益	103,658	90,854
4 事業外費用	74,420	63,225
(1) 支払雑利息	-	-
(2) その他の事業外費用	74,420	63,225
経 常 利 益	559,950	398,258
5 特別利益	13,836	160,283
(1) 固定資産処分益	-	-
(2) その他の特別利益	13,836	160,283
6 特別損失	50,247	226,288
(1) 固定資産処分損	767	34,652
(2) 減損損失	29,241	45,280
(3) その他の特別損失	20,239	146,356
税金等調整前当期利益	523,539	332,253
法人税・住民税及び事業税	117,763	75,803
法人税等調整額	△ 3,067	14,506
法人税等合計	114,696	90,309
当 期 利 益	408,843	241,944
非支配株主に帰属する当期利益	-	-
当 期 剰 余 金	408,843	241,944

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和5年度 （自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）	令和6年度 （自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	523,539	332,253
減価償却費	274,049	264,907
減損損失	29,241	45,280
貸倒引当金の増減額（△は減少）	11,134	△ 94,423
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 71	△ 1,506
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 62,021	△ 74,962
信用事業資金運用収益	△ 772,257	△ 851,816
信用事業資金調達費用	10,626	76,120
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 133,814	△ 62,430
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益（△は益）	-	54,236
固定資産売却損益（△は益）	659	33,837
資産除去債務にかかる増加額（△は減少）	57	58
圧縮損計上以外一般補助金	6,400	△ 96,018
持分法による投資損益（△は益）	△ 48,375	△ 5,736
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△ 1,109,692	△ 1,444,789
預金の純増（△）減	△ 1,800,500	1,400,000
貯金の純増減（△）	1,663,867	2,554,420
信用事業借入金の純増減（△）	△ 28,965	△ 8,955
その他の信用事業資産の純増（△）減	△ 21,695	19,015
その他の信用事業負債の純増減（△）	289,470	△ 23,550
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△）	46,082	△ 2,568
未経過共済付加収入の純増減（△）	△ 7,748	△ 5,224
その他共済事業資産の純増（△）減	574	△ 10,022
その他共済事業負債の純増減（△）	△ 2,018	1,533
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形および経済事業未収金の純増（△）減	△ 20,706	85,513
経済受託債権の純増（△）減	661,467	△ 1,583,184
棚卸資産の純増（△）減	△ 13,138	△ 50,337
支払手形および経済事業未払金の純増減（△）	36,193	△ 44,710
経済受託債務の純増減（△）	△ 383,575	1,293,249
その他経済事業資産の純増（△）減	△ 1,740	29,674
その他経済事業負債の純増減（△）	1,021,849	△ 115,189
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	60,706	△ 347,548
その他の負債の純増減（△）	△ 44,593	497,360
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 12,126	1,955
信用事業資金運用による収入	761,901	829,107
信用事業資金調達による支出	△ 10,890	△ 55,796
事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	△ 52,195
小 計	923,890	2,587,559

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	133,814	62,429
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△ 83,172	△ 103,955
事業活動によるキャッシュ・フロー	974,532	2,546,033
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,739,764	△ 797,527
有価証券の売却・償還による収入	1,249,278	1,455,343
補助金の受入れによる収入	13,839	160,283
固定資産の取得による支出	△ 695,970	△ 516,137
固定資産の売却による収入	338,485	382,645
外部出資による支出	211	△ 1,492,289
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 833,921	△ 807,682
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の受入による収入	5,151	1,698
出資の払戻しによる支出	△ 39,069	△ 38,508
持分の取得による支出	△ 28,113	△ 16,872
持分の譲渡による収入	29,769	22,869
出資配当金の支払額	△ 31,512	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 63,774	△ 30,813
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	76,837	1,707,538
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,743,709	3,820,546
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,820,546	5,528,084

(8) 連結注記表

《令和5年度》

《連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記》

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社は、株式会社みどりサービスになります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等は、庄内倉庫株式会社、遊佐町総合交流促進施設株式会社の2社になります。

3. 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結される子会社の決算日につきましては、3月末日であり、連結決算日と一致しています。

4. のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	76,226,546千円
定期預金	△72,406,000千円
現金及び預金相当額	3,820,546千円

《重要な会計方針に係る事項に関する注記》

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（肥料、飼料、農薬）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（新品農機、中古農機）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（精米、もち、米粉）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

《令和6年度》

《連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記》

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社は、株式会社みどりサービスになります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等は、庄内倉庫株式会社、遊佐町総合交流促進施設株式会社の2社になります。

3. 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結される子会社の決算日につきましては、3月末日であり、連結決算日と一致しています。

4. のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	76,534,084千円
定期預金	△71,006,000千円
現金及び預金相当額	5,528,084千円

《重要な会計方針に係る事項に関する注記》

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（肥料、飼料、農薬）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（新品農機、中古農機）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（精米、もち、米粉）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（上記以外）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、以下の資産については、定額法を採用しています。

- ・平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
- ・当山RC、上田種子C、蕨岡種子C、穂づみCE、本楯CE、上田CE、東平田CE、平田第一CE、広野CE、みずほCE、新堀CE、遊佐中央CE、南西部CE、一条CE、平田中央CE、松山CEに係る資産

なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理室等が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合及び子会社等の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対

その他の棚卸資産（上記以外）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、以下の資産については、定額法を採用しています。

- ・平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
- ・当山RC、上田種子C、蕨岡種子C、穂づみCE、本楯CE、上田CE、東平田CE、平田第一CE、広野CE、みずほCE、新堀CE、遊佐中央CE、南西部CE、一条CE、平田中央CE、松山CEに係る資産

なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理室等が査定結果を検証しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合及び子会社等の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対

する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・米粉を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づいて、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農業経営事業

当組合が農産物（シャインマスカット）を栽培し、栽培実証圃を経営する事業であり、農産物を出荷販売する義務を負っています。この履行義務は、農産物を出荷販売する時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

福祉介護保険事業

要介護者を対象にした介護保険事業（デイサービス・訪問介護・福祉用具貸与・小規模多機能・グループホーム・ケアプラン作成等）や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

その他経済事業

直売所販売・特産物販売においては、組合員が生産した農畜産物および取引業者から受入れた商品を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提

する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・米粉を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づいて、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

農業経営事業

当組合が農産物（シャインマスカット、長ねぎ、サトイモ）を栽培し、栽培実証圃を経営する事業であり、農産物を出荷販売する義務を負っています。この履行義務は、農産物を出荷販売する時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

福祉介護保険事業

要介護者を対象にした介護保険事業（デイサービス・訪問介護・福祉用具貸与・小規模多機能・グループホーム・ケアプラン作成等）や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

その他経済事業

直売所販売・特産物販売においては、組合員が生産した農畜産物および取引業者から受入れた商品を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提

供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式です。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、四捨五入して金額が五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示しています。

7. その他連結決算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(4) 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法
退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式です。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、四捨五入して金額が五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示しています。

7. その他連結決算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(4) 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法
退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

□ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計期から費用処理することとしています。

〈会計上の見積りに関する注記〉

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額 118,907千円（繰延税金負債との相殺前 183,476千円）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 29,241千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

□ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計期から費用処理することとしています。

〈会計方針の変更に関する注記〉

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる当連結会計年度の計算書類に与える影響はありません。

〈会計上の見積りに関する注記〉

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額 143,043千円（繰延税金負債との相殺前 253,295千円）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 45,280千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎とし、過年度実績を考慮のうえ、毎年見直しを行っております5カ年計画を根拠資料として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 177,976千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算定方法
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産から圧縮記帳額 5,814,704千円を控除しています。その内訳は次のとおりです。

建物 2,316,958千円、構築物 541,006千円、
機械装置 2,796,953千円、その他の有形固定資産 159,787千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、12,000,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、4,900,000千円を為替決済の担保に、6,000千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、防犯機器利用保証金として差入保証金1,200千円があります。

3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

親組合の役員に対する金銭債権の総額 260,537千円
親組合の役員に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,405千円、危険債権額は132,559千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 83,553千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算定方法
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産から圧縮記帳額 5,872,560千円を控除しています。その内訳は次のとおりです。

建物 2,316,958千円、構築物 541,006千円、
機械装置 2,849,347千円、その他の有形固定資産 165,249千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、12,500,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、4,900,000千円を為替決済の担保に、6,000千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。また、防犯機器利用保証金として差入保証金1,200千円があります。

3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

親組合の役員に対する金銭債権の総額 252,285千円
親組合の役員に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は60,521千円、危険債権額は67,623千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は179,963千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,852,566千円
- ・同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

〈連結損益計算書に関する注記〉

1. 減損損失に関する注記

(1) グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合及び子会社等では、管理会計上の区分に基づき資産のグループングを実施した結果、信用・共済・生活事業施設及び生産販売施設は、事業の関連性や投資の意思決定を考慮したグループ単位に、また、農機センター及び生産資材施設・葬祭関連施設・精米センター・事業外固定資産（遊休資産・賃貸資産）は施設単位にグループングしています。

前記以外で、継続的に収支の把握がなされておりグループングを決定する基礎はあるもののそれ自体にキャッシュ・フローがない場合、またキャッシュ・フローがあっても、将来キャッシュ・フローだけでは投資額を回収できない資産を基本に、JA全体の共用資産グループ（管理部門施設、農業関連共同利用施設、生活関連指導及び利用その他施設、農業関連指導及び加工・その他施設、福祉事業施設）としています。

(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループについての概要

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	区 分	用 途	種 類
旧本楯支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧広野支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧浜中支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
旧平田支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
もち加工部門 (蔵岡・平田)	遊休資産	旧もち加工施設	土地
南部農機センター	一般資産	農業機械整備施設	建物・構築物・ 機械装置・ 器具備品・土地

(3) 減損損失の認識に至った経緯

①旧本楯支店事務所跡地、旧広野支店事務所、旧浜中支店事務所、旧平田支店事務所、もち加工部門（蔵岡・平田）については、遊休資産のためキャッシュインフローが発生し

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は128,144千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,766,831千円
- ・同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

〈連結損益計算書に関する注記〉

1. 減損損失に関する注記

(1) グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合及び子会社等では、管理会計上の区分に基づき資産のグループングを実施した結果、信用・共済・生活事業施設及び生産販売施設は、事業の関連性や投資の意思決定を考慮したグループ単位に、また、農機センター及び生産資材施設・葬祭関連施設・精米センター・事業外固定資産（遊休資産・賃貸資産）は施設単位にグループングしています。

前記以外で、継続的に収支の把握がなされておりグループングを決定する基礎はあるもののそれ自体にキャッシュ・フローがない場合、またキャッシュ・フローがあっても、将来キャッシュ・フローだけでは投資額を回収できない資産を基本に、JA全体の共用資産グループ（管理部門施設、農業関連共同利用施設、生活関連指導及び利用その他施設、農業関連指導及び加工・その他施設、福祉事業施設）としています。

(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループについての概要

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	区 分	用 途	種 類
旧本楯支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧広野支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	土地
旧浜中支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
旧平田支店事務所	遊休資産	旧支店事務所	建物・土地
もち加工部門 (蔵岡・平田)	遊休資産	旧もち加工施設	土地
旧南麓事務所跡地	賃貸資産	賃貸用固定資産	土地
南部農機センター	一般資産	農業機械整備施設	建物・構築物・ 機械装置・ 器具備品・土地
本楯資材店舗	一般資産	生産資材施設	建物・器具備品・ 無形固定資産・ 土地

(3) 減損損失の認識に至った経緯

①旧本楯支店事務所、旧広野支店事務所、旧浜中支店事務所、旧平田支店事務所、もち加工部門（蔵岡・平田）については、遊休資産のためキャッシュインフローが発生しないことに

ないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

- ②南部農機センターについては、事業利益による減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧本楯支店事務所	21千円 (土地21千円)
旧広野支店事務所	174千円 (土地174千円)
旧浜中支店事務所	21千円 (建物5千円、土地16千円)
旧平田支店事務所	948千円 (建物30千円、土地918千円)
もち加工部門 (蔵岡・平田)	120千円 (土地120千円)
南部農機センター	27,957千円 (建物17,194千円、構築物950千円、機械装置56千円、器具備品307千円、土地9,450千円)
合計	29,241千円

(5) 回収可能価額の算定

回収可能価額の算定については、正味売却価額を採用し、固定資産税評価額に基づき算出しております。なお、南部農機センターにつきましては、使用価値を採用しており、適用した割引率は3.1%です。

より減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

- ②旧南麓事務所跡地については、事業外賃貸により減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

- ③南部農機センター、本楯資材店舗については、事業利益による減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しております。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧本楯支店事務所	14千円 (土地14千円)
旧広野支店事務所	2,512千円 (土地2,512千円)
旧浜中支店事務所	48千円 (建物10千円、土地38千円)
旧平田支店事務所	187千円 (建物5千円、土地182千円)
もち加工部門 (蔵岡・平田)	100千円 (土地100千円)
旧南麓事務所跡地	10,839千円 (土地10,839千円)
南部農機センター	23,997千円 (建物14,662千円、構築物744千円、機械装置48千円、器具備品168千円、土地8,375千円)
本楯資材店舗	7,583千円 (建物1,054千円、ソフトウェア46千円、器具備品46千円、土地6,437千円)
合計	45,280千円

(5) 回収可能価額の算定

回収可能価額の算定については、正味売却価額を採用し、不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額を基礎として公示価格水準に割り戻しております。

2. 固定資産圧縮記帳の内訳

一般補助金圧縮損	14,338千円
豪雨災害にかかる保険差益等による圧縮損	43,630千円
合計	57,968千円

3. 豪雨災害にかかる共済金等収入の内訳

災害共済金収入	121,437千円
見舞金	18,217千円
合計	139,654千円

4. 豪雨災害にかかる災害損失の内訳

令和6年7月に発生した豪雨による災害損失であり、その内訳は次のとおりです。

大雨被害に対する支援金支給額	20,101千円
機械装置修繕費	44,990千円
合計	65,091千円

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債、政府保証債や社債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債、政府保証債や社債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、国債・地方債・政府保証債・社債であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が177,863千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

また、有価証券は、国債・地方債・政府保証債・社債であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク定数が一定であると仮定し、当連結会計期末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が5,577千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	75,469,812	75,429,456	△ 40,356
有価証券			
満期保有目的の証券	1,089,810	1,085,290	△ 4,520
その他有価証券	7,292,460	7,292,460	-
貸出金	28,280,526		
貸倒引当金（*1）	△ 131,879		
貸倒引当金控除後	28,148,647	28,304,273	155,626
経済受託債権	6,453,729	6,453,729	-
経済事業未収金	2,536,470		
貸倒引当金（*2）	△ 43,566		
貸倒引当金控除後	2,492,904	2,492,904	-
資産計	120,947,362	121,058,112	110,750
貯金	120,509,297	120,409,027	△ 100,270
経済受託債務	2,781,206	2,781,206	-
負債計	123,290,503	123,190,233	△ 100,270

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	75,874,084	75,720,005	△ 154,079
有価証券			
満期保有目的の証券	1,090,294	985,540	△ 104,754
その他有価証券	6,112,640	6,112,640	-
貸出金	29,725,315		
貸倒引当金（*1）	△ 50,835		
貸倒引当金控除後	29,674,480	29,719,219	44,739
経済受託債権	8,036,913	8,036,913	-
経済事業未収金	2,450,974		
貸倒引当金（*2）	△ 30,518		
貸倒引当金控除後	2,420,456	2,420,456	-
資産計	123,208,867	122,994,773	△ 214,094
貯金	123,063,716	122,699,212	△ 364,504
経済受託債務	4,074,455	4,074,455	-
負債計	127,138,171	126,773,667	△ 364,504

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に

代わる金額としています。

④経済事業未収金・経済受託債権

経済事業未収金・経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	8,328,475

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	75,469,812	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	100,000	-	-	7,300,000
貸出金(*1,2)	3,119,465	1,840,884	1,635,340	1,436,805	1,289,553	18,902,005
経済事業未収金(*3)	2,510,320	-	-	-	-	-
経済受託債権	6,453,729	-	-	-	-	-
合 計	87,553,326	1,840,884	1,735,340	1,436,805	1,289,553	27,302,005

(*1) 貸出金のうち、当座貸越926,328千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等56,474千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等26,150千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	110,623,703	4,129,257	4,275,850	596,457	851,492	32,538

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

代わる金額としています。

④経済事業未収金・経済受託債権

経済事業未収金・経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	9,826,500

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	75,874,084	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	100,000	-	-	-	6,600,000
貸出金(*1,2)	2,716,904	1,748,401	1,554,809	1,409,035	1,284,584	20,966,866
経済事業未収金(*3)	2,431,803	-	-	-	-	-
経済受託債権	8,036,913	-	-	-	-	-
合 計	89,059,704	1,848,401	1,554,809	1,409,035	1,284,584	28,666,866

(*1) 貸出金のうち、当座貸越740,872千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等44,716千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等19,171千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	110,836,927	3,784,705	4,807,034	699,921	2,910,041	25,088
経済受託債務	4,074,455	-	-	-	-	-
合 計	114,911,382	3,784,705	4,807,034	699,921	2,910,041	25,088

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

〈有価証券に関する注記〉

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	評価差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	598,598	605,310	6,712
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
小 計	598,598	605,310	6,712
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	292,561	283,140	△ 9,421
国 債	198,651	196,840	△ 1,811
地 方 債	-	-	-
小 計	491,212	479,980	△ 11,232
合 計	1,089,810	1,085,290	△ 4,520

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	1,164,220	1,099,957	64,263
国 債	736,160	699,959	36,201
地 方 債	1,180,110	1,102,079	78,031
政府保証債	1,052,300	1,000,000	52,300
社 債	4,132,790	3,901,995	230,795
小 計	1,852,920	2,082,923	△ 230,003
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	-	-	-
国 債	562,180	598,802	△ 36,622
地 方 債	744,570	797,936	△ 53,366
政府保証債	3,159,670	3,479,661	△ 319,991
社 債	7,292,460	7,381,656	△ 89,196
小 計	-	-	-
合 計	7,292,460	7,381,656	△ 89,196

なお、上記評価差額から繰延税金負債 63,838千円を差し引いた額 △153,034千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結会計期中に売却したその他有価証券

当連結会計期中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期中において、減損処理した有価証券はありません。

〈退職給付に関する注記〉

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度と全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職年金共済制度を採用しています。

なお、子会社は退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

〈有価証券に関する注記〉

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	891,573	811,500	△ 80,073
国 債	198,721	174,040	△ 24,681
地 方 債	1,090,294	985,540	△ 104,754
小 計	1,090,294	985,540	△ 104,754
合 計	-	-	-

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	100,130	100,000	130
国 債	1,109,780	1,101,865	7,915
地 方 債	100,490	100,000	490
政府保証債	1,310,400	1,301,865	8,535
社 債	2,122,070	2,485,991	△ 363,921
小 計	586,380	599,963	△ 13,583
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	515,780	598,893	△ 83,113
国 債	1,578,010	1,698,101	△ 120,091
地 方 債	4,802,240	5,382,948	△ 580,708
政府保証債	6,112,640	6,684,813	△ 572,173
社 債	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	6,112,640	6,684,813	△ 572,173

なお、上記評価差額から繰延税金負債 2,422千円を差し引いた額 △574,595千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当連結会計期中に売却したその他有価証券

当連結会計期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	643,467	9,520	63,756

4. 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期中において、減損処理した有価証券はありません。

〈退職給付に関する注記〉

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度と全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職年金共済制度を採用しています。

なお、子会社は退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,170,567千円
勤務費用	113,158千円
利息費用	5,880千円
数理計算上の差異の発生額	2,381千円
退職給付の支払額	<u>△267,020千円</u>
期末における退職給付債務	2,024,966千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,696,173千円
期待運用収益	13,836千円
数理計算上の差異の発生額	12,493千円
確定給付型年金制度への拠出金	44,627千円
特定退職共済制度への拠出金	39,547千円
退職給付の支払額	<u>△171,413千円</u>
期末における年金資産	1,635,263千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	△2,024,966千円
確定給付型年金制度	1,168,101千円
特定退職年金共済制度	<u>473,851千円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△383,014千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	113,158千円
利息費用	5,880千円
期待運用収益	△13,836千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>8,543千円</u>
合 計	113,745千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職年金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	28%
	現金及び預金	4%
	その他	5%
	合 計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～2.29%
長期期待運用収益率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,420千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は228,526千円となっています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,024,966千円
勤務費用	110,059千円
利息費用	10,074千円
数理計算上の差異の発生額	△58,577千円
退職給付の支払額	<u>△153,004千円</u>
期末における退職給付債務	1,933,518千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,635,263千円
期待運用収益	13,067千円
数理計算上の差異の発生額	1,055千円
確定給付型年金制度への拠出金	43,694千円
特定退職共済制度への拠出金	37,682千円
退職給付の支払額	<u>△98,582千円</u>
期末における年金資産	1,632,179千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	△1,935,518千円
確定給付型年金制度	1,161,365千円
特定退職年金共済制度	<u>473,280千円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△298,873千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110,059千円
利息費用	10,074千円
期待運用収益	△13,067千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△1,562千円</u>
合 計	105,504千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職年金共済制度	債券	72%
	年金保険投資	25%
	預金	3%
	合 計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.29～2.93%
長期期待運用収益率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,877千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は200,440千円となっています。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	98,967千円
その他有価証券の評価損	88,510千円
貸倒引当金超過額	23,552千円
賞与引当金	35,598千円
役員退職慰労引当金	16,424千円
減損損失（償却資産）	70,026千円
減損損失（非償却資産）	37,345千円
貸倒損失	11,826千円
カントリー会計収支差額	30,451千円
その他	22,417千円
繰延税金資産小計	435,116千円
評価性引当額	△250,971千円
繰延税金資産合計(A)	184,145千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△63,838千円
全農合併交付金	△728千円
その他	△672千円
繰延税金負債合計(B)	△65,238千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	118,907千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	《親組合》	《子会社》
法定実効税率	27.66%	34.26%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.66%	0.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.13%	-%
事業分量配当等の損金に算入される項目	△4.01%	-%
住民税均等割額	1.91%	0.29%
評価性引当金の増減	1.16%	0.41%
その他	△3.53%	△0.59%
税効果会計適用後の法人税の負担率	20.73%	34.77%

〈賃貸等不動産に関する注記〉

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等は酒田市、遊佐町において保有する土地及び建物、構築物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結会計貸借対照表計上額			当連結会計
当連結会計期首残高	当連結会計期増減額	当連結会計期末残高	期末の時価
2,051,932	△53,013	1,998,919	1,390,872

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

〈収益認識に関する注記〉

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	93,646千円
その他有価証券の評価損	164,805千円
貸倒引当金超過額	9,334千円
賞与引当金	35,181千円
役員退職慰労引当金	19,515千円
減損損失（償却資産）	71,139千円
減損損失（非償却資産）	39,323千円
貸倒損失	12,134千円
カントリー会計収支差額	15,797千円
災害復旧事業補助金 圧縮特別勘定計上	106,437千円
その他	7,308千円
繰延税金資産小計	574,619千円
評価性引当額	△321,324千円
繰延税金資産合計(A)	253,295千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△2,422千円
全農合併交付金	△747千円
災害復旧事業補助金 未収金計上	△106,437千円
その他	△646千円
繰延税金負債合計(B)	△110,252千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	143,043千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	《親組合》	《子会社》
法定実効税率	27.66%	34.26%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.84%	0.31%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.85%	-%
住民税均等割額	3.09%	0.32%
評価性引当金の増減	△4.69%	6.91%
中小企業等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	△2.09%	-%
税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額	△1.08%	-%
その他	△0.37%	△6.14%
税効果会計適用後の法人税の負担率	23.51%	35.66%

〈賃貸等不動産に関する注記〉

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等は酒田市、遊佐町において保有する土地及び建物、構築物を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結会計貸借対照表計上額			当連結会計
当連結会計期首残高	当連結会計期増減額	当連結会計期末残高	期末の時価
1,998,919	△27,993	1,970,926	1,362,535

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

〈収益認識に関する注記〉

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加額	-	-
3 資本剰余金減少額	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,111,486	6,495,805
2 利益剰余金増加額	415,831	259,814
当期剰余金	408,843	241,944
再評価差額金取崩額	6,988	17,870
3 利益剰余金減少額	31,512	52,195
配当金	31,512	52,195
4 利益剰余金期末残高	6,495,805	6,703,424

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	61	14
危険債権	133	67	△ 66
要管理債権	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
小計	180	128	△ 52
正常債権	28,139	29,633	1,494
合 計	28,319	29,761	1,442

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信 用 事 業	事業収益	844	933
	経常利益	179	188
	資産の額	112,880	113,538
共 済 事 業	事業収益	710	720
	経常利益	259	242
	資産の額	1	11
農 業 関 連 事 業	事業収益	5,516	5,490
	経常利益	31	△ 50
	資産の額	12,539	13,970
そ の 他 事 業	事業収益	4,827	4,812
	経常利益	91	18
	資産の額	16,319	18,015
計	事業収益	11,897	11,955
	経常利益	560	398
	資産の額	141,739	145,534

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、15.91%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	庄内みどり農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	5,227百万円(前年度5,264百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,663,370	11,840,482
うち、出資金及び資本準備金の額	5,263,893	5,227,083
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	6,495,805	6,703,424
うち、外部流出予定額 (△)	52,195	51,889
うち、処分未済持分の額 (△)	△ 44,133	△ 38,136
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	104,695	18,617
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	104,695	18,617
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,768,065	11,859,099
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	39,640	32,842
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	39,640	32,842
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	39,640	32,842
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,728,425	11,826,257
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	65,571,684	72,964,167
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,460,795	1,386,982
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	73,032,479	74,351,149
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.06%	15.91%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所有自己資本額 b=a×4%
現金	756,734	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,079,443	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,980,593	-	-
地方公共団体金融機構向け	900,115	90,012	3,600
我が国の政府関係機関向け	2,407,023	70,146	2,806
地方三公社向け	197,962	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	75,473,454	15,094,691	603,788
法人等向け	2,202,786	2,112,412	84,496
中小企業等向け及び個人向け	12,633,757	9,341,473	373,659
抵当権付住宅ローン	61,133	14,120	565
不動産取得等事業向け	137,652	127,290	5,092
三月以上延滞等	81,081	35,281	1,411
取立未済手形	32,147	6,429	257
信用保証協会等保証付	11,623,737	1,145,761	45,830
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	1,508,139	1,508,139	60,326
(うち出資等のエクスポージャー)	1,508,139	1,508,139	60,326
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
上記以外	24,741,087	36,025,930	1,441,037
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,523,645	18,809,112	752,364
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	17,217,442	17,216,818	688,673
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	139,816,843	65,571,684	2,622,867
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	139,816,843	65,571,684	2,622,867
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額		所要自己資本額
	a		b = a×4%
所要自己資本額計		7,460,795	298,432
	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a×4%
		73,032,479	2,921,299

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によるなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所有自己資本額 b=a×4%
現金	660,000	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,380,790	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,657,196	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	900,115	90,012	3,600
我が国の政府関係機関向け	2,406,832	70,145	2,806
地方三公社向け	198,127	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	75,899,104	15,179,820	607,193
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	56,225	56,225	2,249
中堅中小企業等向けおよび個人向け (うちトランザクター向け)	4,012,037	3,219,813	128,793
不動産関連向け	3,340	1,503	60
(うち自己居住用不動産等向け)	12,499,453	9,278,018	371,120
(うち賃貸用不動産向け)	10,678,110	7,961,828	318,473
(うち事業用不動産関連向け)	132,443	137,380	5,495
(うちその他不動産関連向け)	1,688,900	1,178,810	47,152
(うちADC向け)	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	54,446	8,754	350
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	30,640	10,656	426
取立未済手形	13,927	2,785	111
信用保証協会等による保証付	11,921,457	1,173,526	46,941
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
株式等	1,508,729	1,508,729	60,349
上記以外	27,188,590	42,365,684	1,694,627
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	10,118,062	25,295,156	1,011,806
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係 るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係 るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	17,070,528	17,070,528	682,821
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちリスクスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	143,387,668	72,964,167	2,918,567
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	143,387,668	72,964,167	2,918,567
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a×4%
		1,386,982	55,479
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a×4%
		74,351,149	2,974,046

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,386,982
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	55,479
BI	924,655
BIC	110,959

(3) 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.17）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

○標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I , Moody's , JCR , S&P , Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I , Moody's , JCR , S&P , Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I , Moody's , JCR , S&P , Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令和5年度				令和6年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	延滞エクスポージャー
法人	農 業		967	967	-	32	885	885	-	32
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業		2	2	-	-	4	4	-	-
	製造業		-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業		6	6	-	-	2	2	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,504	1,504	-	-	1,384	1,384	-	-
	運輸・通信業		2,405	-	2,405	-	2,405	-	2,405	-
	金融・保険業		76,676	898	1,100	-	76,539	2,000	1,100	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		1,026	198	-	-	2,644	171	-	-
	日本国政府・地方公共団体		7,028	2,047	4,981	-	6,008	1,725	4,283	-
	上記以外		120	-	-	1	118	-	-	0
	計		89,734	5,622	8,486	33	89,989	6,171	7,788	32
	個 人		25,129	22,679	-	47	26,381	23,580	-	53
	そ の 他		24,954	-	-	-	27,018	-	-	-
業種別残高計			139,817	28,301	8,486	80	143,388	29,751	7,788	85
	1年以下		76,562	1,089	-		76,719	820	-	
	1年超3年以下		1,118	1,018	100		965	865	100	
	3年超5年以下		1,214	1,214	-		1,135	1,135	-	
	5年超7年以下		1,037	1,037	-		1,149	1,149	-	
	7年超10年以下		3,607	1,800	1,807		4,962	1,753	3,209	
	10年超		28,457	21,878	6,579		28,247	23,768	4,479	
	期間の定めのないもの		27,822	265	-		30,211	261	-	
残存期間別残高計			139,817	28,301	8,486		143,388	29,751	7,788	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」取引については当連結グループにおいて行っておりませんので、記載を省略しています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
7. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

○貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	105	105	-	105	105	105	19	-	105	19
個別貸倒引当金	62	73	-	62	73	73	65	-	73	65

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別引当金					貸出金 償 却	個別引当金					貸出金 償 却
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
法人	農 業	29	29	-	29	29	-	29	29	-	29	29	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食 サービス業	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	26	44	-	26	44	-	44	36	-	44	36	-
合 計		62	73	-	62	73	-	73	65	-	73	65	-

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

○信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目*	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	660	-	660	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,381	-	3,381	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,657	-	2,657	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	900	-	900	-	90	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	2,407	-	2,407	-	70	3
地方三公社向け	20	198	-	198	-	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	75,899	-	75,899	-	15,179	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバードボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	56	-	56	-	56	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	4,005	70	3,901	7	3,219	82
（うちトランザクター向け）	45	-	33	-	3	2	67
不動産関連向け	20～150	12,499	-	12,379	-	9,278	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,678	-	10,630	-	7,962	75
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	132	-	132	-	137	104
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,689	-	1,617	-	1,179	73
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	10	-	10	-	9	90
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11	-	11	-	11	100
取立未済手形	20	14	-	14	-	3	21
信用保証協会等による保証付	0～10	11,921	-	11,735	-	1,174	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	1,509	-	1,509	-	1,509	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	27,189	-	27,189	-	42,366	156
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会 の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,118	-	10,118	-	25,295	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	17,071	-	17,071	-	17,071	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	143,316	70	142,906	7	72,964	51

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

○ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和6年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,381	-	-	-	-	-	3,381						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	2,657	-	-	-	-	-	-	2,657					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	900	-	-	-	-	-	900					
我が国の政府関係機関向け	1,705	702	-	-	-	-	-	2,407					
地方三公社向け	198	-	-	-	-	-	-	198					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	75,899	-	-	-	-	-	-	0	75,899				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	56	-	-	-	56			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-							
株式等	-	-	1,509	-	-	1,509							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	2,442	1,134	329	3,908								
（うちトランザクター向け）	3	-	-	-	3								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	10,603	0	10,630
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2	-	-	130	-	-	132	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	1,384	233	-	-	-	-	1,617						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	6	0	4	0	10								
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	11	-	-	11								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	660	-	-	-	-	660							
取立未済手形	-	-	14	-	-	14							
信用保証協会等による保証付	-	11,730	0	0	5	11,735							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

○信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスクウェイト0%	-	7,817	7,817
	リスクウェイト2%	-	-	-
	リスクウェイト4%	-	-	-
	リスクウェイト10%	-	13,059	13,059
	リスクウェイト20%	72,505	3,000	75,505
	リスクウェイト35%	-	61	61
	リスクウェイト50%	-	41	41
	リスクウェイト75%	-	12,455	12,455
	リスクウェイト100%	2,113	18,870	20,983
	リスクウェイト150%	-	22	22
	リスクウェイト250%	-	7,524	7,524
	その他	-	-	-
	リスクウェイト1250%	-	-	-
計		74,618	62,849	137,467

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

○資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	98,192	-	-	97,904
40%～70%	1,392	33	10%	1,396
75%	13,087	31	10%	13,045
80%	-	-	-	-
85%	279	-	-	274
90%～100%	1,506	0	12%	1,435
105%～130%	131	-	-	130
150%	4	-	-	4
250%	1,509	-	-	1,509
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	27	6	10%	27
合 計	116,127	70	10%	115,724

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

○ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたり、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.77）をご参照ください。

○ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,706
地方三公社向け	-	198
金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け	-	-
法人等向け	13	-
中小企業等向けおよび個人向け	20	-
抵当権付住宅ローン	-	-
不動産取得等事業向け	-	-
三月以上延滞等	-	-
証券化	-	-
中央精算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合 計	33	1,904

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（単位：百万円）

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,705
地方三公社向け	-	198
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	28	-
自己居住用不動産等向け	-	-
賃貸用不動産向け	-	-
事業用不動産関連向け	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-
証券化	-	-
中央精算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合 計	28	1,903

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

連結グループにかかるCVAリスクに関する事項は、J Aの算出手法、リスク管理体制に準じて行っています。具体的内容は、単体の開示内容（p.79）をご参照ください。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

○オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.18）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

○出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.80）をご参照ください。

○出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	15,621	15,621	15,939	15,939
合計	15,621	15,621	15,939	15,939

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

○出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	10	64	643

○連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
231	320	9	581

○連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

区 分	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-
合 計	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

○金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.81）をご参照ください。

○金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	550	81	32	33
2	下方パラレルシフト	-	-	7	10
3	スティープ化	866	469		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	196	314		
7	最大値	866	469	32	33
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	11,728		11,859	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅶ 財務諸表の正確性にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 7 月 23 日
庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義

Ⅷ 会計監査人の監査

令和 5 年度及び令和 6 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。



2. 常勤役員



代表理事組合長
田村 久義



代表理事専務
菅原 寛志



代表理事常務
渋谷 佐一



常務理事
後藤 淳



常勤監事
佐藤 裕

3. 役員構成

(令和7年6月末現在)

(1) 役員数

区 分	役 員 数	う ち 常 勤	う ち 非 常 勤
理 事	27 人	4 人	23 人 (うち女性2人)
監 事	7 人	1 人	6 人

(2) 役員一覧

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	田 村 久 義	理 事	長 澤 良 樹
代 表 理 事 専 務	菅 原 寛 志	理 事	佐 藤 浩 良
代 表 理 事 常 務	渋谷 佐 一	理 事	菅 原 功
常 務 理 事	後 藤 淳	理 事	小 野 貴 之
理 事	横 山 主 税	理 事	佐 藤 公 紀
理 事	池 田 良 之	理 事	加 藤 和 幸
理 事	齋 藤 裕 治	理 事	佐 藤 清 隆
理 事	岡 部 亀 義	理 事	遠 田 聡
理 事	尾 形 大 介	理 事	高 橋 身 依
理 事	樋 口 準 二	理 事	三 浦 ひ と み
理 事	渡 会 健	代 表 監 事	大 井 順 久
理 事	御 舩 浩 弥	常 勤 監 事	佐 藤 裕
理 事	土 田 伸	監 事	小 松 正 志
理 事	丸 山 康 広	監 事	阿 部 一 智
理 事	大 谷 吉 彦	監 事	後 藤 裕 一
理 事	佐 藤 仁	監 事	小 松 原 佑 介
理 事	小 野 寺 一 博	監 事 (員 外 監 事)	伊 藤 修 介

4. 会計監査人の名称

(令和7年7月現在)

名 称	所在地
みのり監査法人	東京都港区芝 5-29-11 G-BASE田町14階

5. 組合員数

(令和7年3月末現在)

	令和5年度末	令和6年度末	増 減
正 組 合 員 数	9,488	9,286	△ 202
個 人	9,407	9,205	△ 202
法 人	81	81	-
准 組 合 員 数	4,942	5,098	156
個 人	4,503	4,655	152
法 人	439	443	4
合 計	14,430	14,384	△ 46

6. 組合員組織の状況

(令和7年3月末現在)

組 織 名	構成員数
農業青色申告協議会	1,164人
J A 青年部	152人
生産組合長協議会	346人
農業生産法人連絡会議	46法人
千俵の会	290人
酒米研究会	17人
つや姫栽培研究会	632人
雪若丸栽培研究会	386人
園芸作業部会	33組織
畑 作	490人
果 樹	309人
菌 茸	11人
花 き	82人
畜産委員会	50人
養豚部会	7人
和牛改良組合	25人
肥育牛部会	15人
酪農部会	3人
J A 女性部	557人

当 J A の組合員組織を記載しています。

7. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

8. 地区一覧

酒田市・遊佐町

9. 沿革・歩み

平成6年4月1日、山形県酒田飽海地区8農協（酒田市農業協同組合、酒田市北部農業協同組合、酒田農業協同組合、酒田市新堀農業協同組合、遊佐町農業協同組合、八幡町農業協同組合、庄内平田町農業協同組合、庄内松山農業協同組合）の広域合併により、庄内みどり農業協同組合（JA庄内みどり）が誕生しました。

また、平成18年9月には子会社として株式会社みどりサービスを設立し、自動車・給油・ガス・葬祭・食品加工販売の各事業を行っております。

現在、酒田市曙町に本所を置き、管内に8つの支店を有しています。

当JA管内は、山形県庄内地方の北部に位置し、酒田市（平成17年11月に旧酒田市・八幡町・平田町・松山町が合併）と遊佐町の1市1町からなる人口約11万人の農村地帯です。

管内北側では、鳥海山の雪解け水が日向川と月光川となって日本海へ注ぎ、南側では、山形県の母なる最上川が洋々と流れ、日本海へつながっています。これらを取水源とし、管内は大規模な灌がい水路と基盤整備された「庄内平野」が美しく広がっています。

比較的経営規模の大きな稲作を中心とする地帯ですが、畑作においても、長ネギや、和梨、年間を通した花きの栽培などが盛んです。

平野の東部に広がる出羽丘陵では、畜産や、庄内柿をはじめとする果樹、ウドやウルイなどの山菜の栽培、また、日本海沿いに広がる庄内砂丘ではメロンやイチゴ、大根などの栽培が盛んで、一大園芸団地を形成しています。

最近では、小玉スイカや枝豆、みず菜、アスパラガスの栽培などにも着手して、複合経営の確立を進めています。

近年、生産者・作付面積ともに拡大している飼料用米・米粉用米などの新規需要米は、転作大豆の後作としても推進し、管内の大豆の安定生産と飼料用米の生産コスト低減や多収穫にも貢献しています。



水田と鳥海山

10. 店舗等のご案内

(令和7年6月末現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM
本 所	〒998-8510 酒田市曙町1-1	0234-26-5500	-
酒 田 中 央 支 店	〒998-8510 酒田市曙町1-1	0234-26-5580	2 台
酒 田 き た 支 店	〒999-8134 酒田市本楯字前田84番地1	0234-28-8600	1 台
酒 田 ひ が し 支 店	〒998-0811 酒田市手蔵田字仁田116-2	0234-43-1600	1 台
酒 田 み な み 支 店	〒998-0842 酒田市亀ヶ崎5-13-17	0234-24-7511	2 台
遊 佐 支 店	〒999-8301 遊佐町遊佐字広表6-1	0234-72-3232	2 台
八 幡 支 店	〒999-8235 酒田市観音寺字前田23	0234-64-3131	1 台
平 田 中 央 支 店	〒999-6711 酒田市飛鳥字腰巻95-1	0234-52-2255	2 台
松 山 支 店	〒999-6835 酒田市字本町11	0234-62-2211	1 台

店舗外ATM設置箇所

設 置 場 所	
ローンセンター	旧浜中支店
Aコープふくら店	旧平田支店

計4台

